

第2章 目標別計画

目標別計画の見方

第2章 目標別計画

1 美しい環境と共生するまちづくり

1-1 循環型社会の形成

第1項 資源の循環的利用の推進

【現状と課題】

- 大量生産・消費・廃棄型の経済活動は、生活に物質的な豊かさをもたらした反面、環境への負荷を増大させ、地球環境に大きな影響を与えています。
- ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大のため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などの啓発活動や、市内店舗でのレジ袋の有料化による、レジ袋の利用削減を図っています。
- また、リサイクル資源回収活動を支援することにより、実施団体は増加し、ごみの減量化と再資源化が進んでいます。
- 平成21年4月からごみの分別区分を市内で統一したことと合わせ、ごみ分別ガイドブックを作成し、全戸に配布することによりごみの分別の徹底を図っています。
- 1人1日当たりのごみの排出量は、平成20年度1,037gから平成23年度962gまで75g減少しています。
- 一方、ごみのリサイクル率は、平成20年度28.9%、平成21年度26.9%、平成22年度23.9%、平成23年度24.2%と止まっている傾向にあります。
- ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大を進めるには市民の意識改革が必要であるため、今後も継続的な啓発活動や市民が取り組む活動への支援を図ることが必要です。

【現状と課題】
この項目では、前期基本計画期間中の取組状況を点検し検証した内容や、住民意識調査の結果、客観的なデータによる社会情勢の変化などから把握できる、本市を取り巻く現状と課題を記載しています。

【施策の体系】
基本施策のもとで取り組む各施策の内容を体系的に一覧表示しています。

【施策の内容】
【施策の体系】に記載された項目ごとに施策の取組の方向性を記載しています。

まちづくりの施策体系
基本構想で設定したまちづくりの目標と施策体系を記載しています。

【施策の体系】

```

    graph LR
      A[資源の循環的利用の推進] --> B[ごみゼロ社会の実現に向けた3Rの推進]
      A --> C[再生資源の利用拡大]
  
```

【施策の内容】

(1) ごみゼロ社会の実現に向けた3Rの推進

① ごみの発生抑制

- 3Rの推進や再生資源の利用拡大のため、広報紙・市ホームページ・環境だよりなどの媒体の活用や、イベントなどの機会においての啓発活動を充実させます。
- ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理機等の購入の支援や、生ごみの減量化、堆肥化を促進します。
- 事業者一般廃棄物の減量化を進めるため、事業者による減量計画の作成を促進します。
- ごみの発生抑制を図るため、ごみ処理の効率化・有料化の調査研究を行い、可能な取組を推進します。

② 再利用・再生利用

- 地域におけるリサイクル資源の回収を促進するため、各種団体によるリサイクル資源の回収活動への支援及びエコステーションの整備・運営を継続します。
- ごみの減量化と再資源化を推進するため、ガイドブックの配布や自治会等への説明会の開催等によりごみの分別を徹底します。
- リサイクル商品や再利用が可能なリターンナブル品を推奨します。

(2) 再生資源の利用拡大

- リサイクル製品の普及のため、グリーン商品の購入を促進します。
- 市民がグリーンコンシューマー（環境に配慮した賢い消費者）になるための啓発を行います。

1 美しい環境と共生するまちづくり

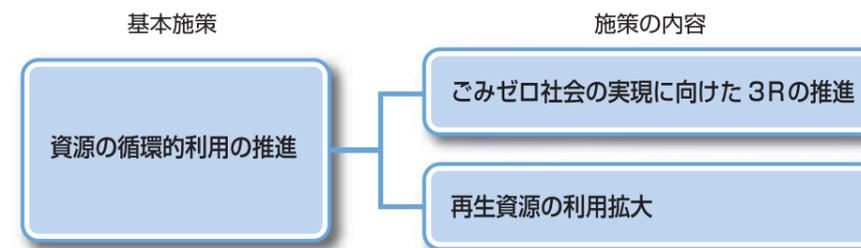
1-1 循環型社会の形成

第1項 資源の循環的利用の推進

【現状と課題】

- 大量生産・消費・廃棄型の経済活動は、生活に物質的な豊かさをもたらした反面、環境への負荷を増大させ、地球環境に大きな影響を与えています。
- ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大のため、**3R**（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などの啓発活動や、市内店舗でのレジ袋の有料化により、レジ袋の利用削減を図っています。
- また、リサイクル資源回収活動を支援することにより、実施団体は増加し、ごみの減量化と再資源化が進んでいます。
- 平成21年4月からごみの分別区分を市内で統一したことと合わせ、ごみ分別ガイドブックを作成し、全戸に配布することによりごみの分別の徹底を図っています。
- 1人1日当たりのごみの排出量は、平成20年度1,037gから平成23年度962gまで75g減少しています。
- 一方、ごみのリサイクル率は、平成20年度28.9%、平成21年度26.9%、平成22年度23.9%、平成23年度24.2%と止まっている傾向にあります。
- ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大を進めるには市民の意識改革が必要であるため、今後も継続的な啓発活動や市民が取り組む活動への支援を充実することが必要です。

【施策の体系】

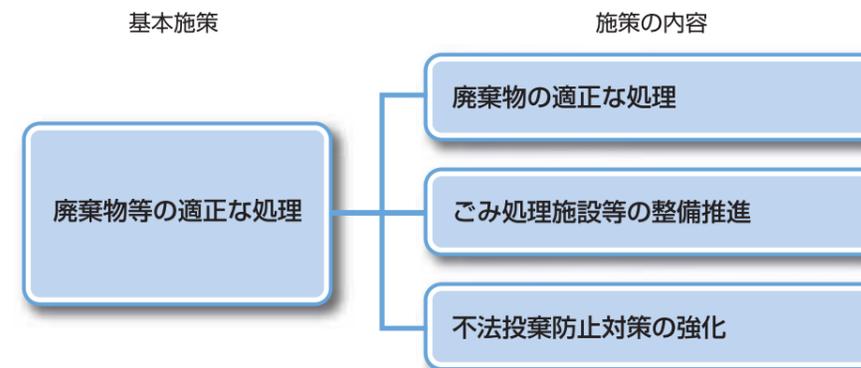


第2項 廃棄物等の適正な処理

【現状と課題】

- 市民の衛生的な日常生活を支えるとともに、地域の良好な環境を維持するためには、廃棄物を適正に処理する体制を整えることのほか、ごみの減量化や地域の美化に対する市民の意識の高揚を図る必要があります。
- 廃棄物の適正な処理については、家庭ごみの収集を順次直営から業務委託に見直し、収集効率の向上に努めています。また、ごみ一時集積所の設置等を支援することで市民の美化意識の高揚を図り、廃棄物の適正処理に努めています。
- 平成23年4月1日からは、「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」を一部改正し、資源物の持ち去り行為の禁止と違反者への罰則規定を設け、警察署との連携を図りながら、パトロールによる取り締まりを行い、持ち去りの防止に努めています。
- 現在の最終処分場である白銀環境清掃センターの埋立期間を踏まえ、新最終処分場及びリサイクルセンターの建設を推進する必要があります。また、ごみ焼却施設の運転コストや使用期間を考慮した計画的な施設整備が必要です。
- 不法投棄防止対策については、職員などによる環境パトロール^{*}の実施や不法投棄多発地帯への啓発看板などの設置により、不法投棄件数は年々減少していますが、不法投棄は後を絶たないため、市民が主体となった監視活動を支援するなど、継続的な取組が必要です。

【施策の体系】



環境パトロール
不法投棄を監視するなど、地域の環境保全等のために巡回すること。

【施策の内容】

(1) ごみゼロ社会の実現に向けた3Rの推進

①ごみの発生抑制

- 3Rの推進や再生資源の利用拡大のため、広報津・市ホームページ・環境だよりなどの媒体の活用や、イベントなどの機会における啓発を充実します。
- ごみの発生を抑制するため、ごみ処理機等の購入の支援を継続し、ごみの減量化、堆肥化を促進します。
- 事業系一般廃棄物の減量化を進めるため、事業者による減量計画の策定を促進します。
- ごみの発生抑制を図るため、ごみ処理の効率化・有料化の調査研究を行い、可能な取組を推進します。

②再利用・再生利用

- 地域におけるリサイクル資源の回収を促進するため、各種団体によるリサイクル資源の回収活動への支援及びエコステーションの整備・運営を継続します。
- ごみの減量化と再資源化を推進するため、ガイドブックの配布や自治会等への説明会の開催等によりごみの分別を徹底します。
- リサイクル商品や再利用が可能なリターナブル品を推奨します。

(2) 再生資源の利用拡大

- リサイクル製品の普及のため、グリーン商品^{*}の購入を促進します。
- 市民がグリーンコンシューマー（環境に配慮した賢い消費者）になるための啓発を行います。

グリーン商品
第三者の機関が一定の基準を定めた上で認定した環境にやさしい商品のこと。

②リサイクルセンターの建設推進

- 平成28年4月からの供用開始をめざし、片田田中町地内において地域の自然環境、生活環境に配慮したリサイクル施設の建設を推進します。
- 市民がリサイクル・ごみ・環境などについて学習する場となる拠点施設の整備を推進します。

③白銀環境清掃センターの跡地整備

- 白銀環境清掃センター埋立地の早期安定化対策に引き続き取り組みます。
- 埋立地のうち安定化した箇所から随時、地元をはじめ市民の憩いの場となるよう跡地整備に取り組みます。

④ごみ焼却施設の計画的な整備

- ごみ焼却施設の延命化（長寿命化）を図りつつ、施設の統廃合を含め、熱回収機能を備えた施設建設に向けた取組を進めます。

(3) 不法投棄防止対策の強化

①環境パトロールの強化

- 廃棄物の不法投棄を防止するため、環境パトロールの強化を図るとともに、関係機関等との連携による「不法投棄対策ネットワーク」を確立します。

②不法投棄防止への啓発

- 不法投棄を未然に防ぐため、啓発看板の設置や地域住民による日常的な監視意識の啓発を実施します。

【施策の内容】

(1) 廃棄物の適正な処理

①一般廃棄物処理の計画的な推進

- 一般廃棄物処理基本計画に基づいて、廃棄物の適正処理を推進します。

②効率的な収集体制の整備

- 収集作業の安全確保と収集効率の向上を図るため、地域の状況に応じた収集方法の見直しを実施します。
- 収集経費の削減を図るため、適正なごみ一時集積所の確保と管理の徹底を促進します。

③し尿汲み取り等の適正化

- 適正で安定したし尿及び浄化槽汚泥処理体制を維持します。

④ごみ処理体制の強化

- ごみ処理施設の適正かつ、安全で効率的な運転管理を推進します。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、減容・減量化による埋立処分場の負担軽減を図り、安全で安心なごみ処理を推進します。

⑤資源物持ち去り防止対策の推進

- 資源物の持ち去りを防止するため、パトロールによる防止対策を推進するとともに、違反者に対しては条例に基づいた対応を実施します。

(2) ごみ処理施設等の整備推進

①新最終処分場の建設推進

- 美杉町下之川地内において、環境に配慮した安全で安心なクローズド型最終処分場の建設を推進します。
- 平成28年4月からの供用開始をめざし、第1期として9万㎡を建設し、第1期に引き続き第2期の建設を推進します。

クローズド型最終処分場

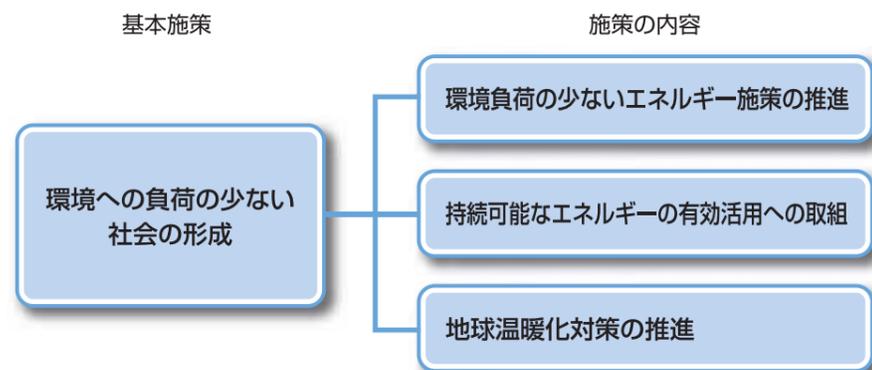
埋立地に被覆設備を設け、廃棄物をコントロール可能な閉鎖空間で管理し、かつ、環境を保全する機能を有する最終処分場。

第3項 環境への負荷の少ない社会の形成

【現状と課題】

- 再生可能エネルギーの必要性が高まるなか、地球温暖化への対応も含め、さらなる活用が求められています。
- 太陽光発電システム等の設置については、平成23年7月より個人住宅に加え、共同住宅・事業所・集会所を対象として支援しており、補助件数は年々増加し、合併前の実績も含め平成23年度末現在で補助件数2,451件、出力数合計約10,100kWとなっています。また、布引山地における風力発電施設は、風況に恵まれており順調に稼働しています。
- 地球温暖化対策**^{*}の推進に際しては、市民一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイルを実施することや、事業者が省エネルギー・省資源に取り組むなど、協働により推進することが必要です。
- 公共交通の利用促進、ノーカーデーなど移動に際しての省エネや、家庭や事業所における省エネについても継続的に啓発することが必要です。
- 地球温暖化防止活動推進員や三重県環境学習情報センターと連携して、小中学校や公民館において地球温暖化防止講座を開催しています。
- 平成23年度から地球温暖化防止講座を開催するための講師を育成しており、今後の活動によって家庭における省エネなどの取組を広げることが必要です。

【施策の体系】



地球温暖化対策
 大気中の「温室効果ガス」の増加により、地球の気温が上昇し、異常気象や自然生態系、農業などへの影響が懸念されており、その対策として再生可能エネルギーの普及や省エネルギー対策による温室効果ガスの排出抑制、また、森林の再生等により炭素吸収量を増加させるなどの施策を行うこと。

【施策の内容】

(1) 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進

①再生可能エネルギーの創出推進

- 再生可能エネルギーの必要性の高まりにより、これまで風力発電に取り組んできた先進都市として、風力発電及び太陽光発電のさらなる導入に向けた取組を支援します。
- 地域の自然環境や社会経済特性を活かした**小水力**^{*}や**バイオマス**^{*}発電など再生可能エネルギーの導入を支援します。
- 公共施設等への再生可能エネルギーの導入を引き続き推進します。
- 市民や事業者を対象とした再生可能エネルギーを含めた環境学習会の開催や再生可能エネルギーの創出に関する情報を広く発信します。

②省エネルギー対策との連携促進

- 温室効果ガス**^{*}の抑制を図るため、環境にやさしい再生可能エネルギーの利用促進と同時に、エネルギー使用者としての省エネルギー対策を促進します。

(2) 持続可能なエネルギーの有効活用への取組

①再生可能エネルギーの有効活用の研究

- 再生可能エネルギーが持つコスト問題や不安定な出力、広域性などの課題に対応するため、三重県と連携しながら情報収集を行います。
- 三重大学が取り組む「**スマートキャンパス**」^{*}の実証実験を参考に、エネルギーの需要と供給を地域内で循環的に管理できるようなコンピュータを活用したネットワーク型システムの研究を進めます。

(3) 地球温暖化対策の推進

①省エネルギー対策の推進

- バスなどの公共交通機関の利用やノーカーデーの実施などを推進します。
- ライトダウンキャンペーン**^{*}などを市民や事業者と連携して推進します。

小水力

厳密な定義はないが、出力10,000kW～30,000kW以下の水力発電を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象のように出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともある。

バイオマス

「バイオマス（biomass）」は、「バイオ（bio＝生物、生物資源）」と「マス（mass＝量）」からなる言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

温室効果ガス

太陽エネルギーによって暖められた地表面から放出される赤外線の一部を吸収し、地球表面の温度上昇をもたらす気体のこと。

スマートキャンパス

三重大学等が行っているエネルギーを有効に活用しながら学内の多様なコミュニティから排出されるCO2を削減する取組。平成23年度から「三重大学スマートキャンパス（MIESC）実証事業」として実施。

ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止のため、夜間に施設や家庭の照明を消してもらおうと呼び掛ける運動。

第4項 環境共生社会の実現に向けた活動推進

【現状と課題】

- 美しい環境と共生するまちづくりのためには、市民生活や産業など、社会のあらゆる面で環境に配慮した取組が求められます。
- 本市においては年次報告書の作成や、環境基本計画推進市民委員会及び環境審議会への報告により、施策の進捗管理を行いながら、総合的な環境施策を進めています。
- 環境施策を推進するためには、市民、事業者による環境に配慮した日常的な取組が不可欠であり、それを啓発するために環境教育や環境学習が必要です。
- 市民の環境意識の高揚を図るため、平成23年3月から「環境だより」を配布しています。また、環境活動の拠点となる市民エコ活動センターの管理運営を市民団体へ委託し普及啓発を行っているほか、環境フェアを実施し、市民の自主的な環境活動の取組が広がるよう努めています。
- 市民エコ活動センターの事業は参加者を安定的に確保しており、来館者数も増加しています。環境フェアへは多くの来場者、また、環境活動をしている市民団体・企業・学校等、多数の参加があります。
- 市民版環境マネジメントシステム^{*}の推進についても、「生活かえる！エコエコ家族^{*}」の認定数の増加につながる取組に努めています。
- 環境学習・環境教育の推進については、地球温暖化防止活動推進員や三重県環境学習情報センターと連携し、小中学校や公民館において「家庭でできる温暖化対策講座^{*}」を開催するなど、家庭における地球温暖化対策への取組の推進に努めています。
- 環境共生社会の実現に向けた活動は継続した取組が必要であり、引き続き、環境に対する市民の自主的・主体的な取組が広がるよう努める必要があります。

環境マネジメントシステム
企業や団体等が環境を良くする方針や目標等を設定し、継続的に省エネ・省資源などの環境活動に取り組む仕組み。

エコエコ家族
市が、市民版環境マネジメントシステム普及のため、市内の一般家庭を対象に毎年募集している環境活動で、家族で身近な環境への負担の少ない生活に取り組むことで、3カ月継続した家族は「エコエコ家族」、1年間継続した家族は「エコエコ達人家族」に認定される。

家庭でできる温暖化対策講座

市内小学 4～6年生及び
中学 1～3年生を対象に
家庭でできる温暖化防止
対策について具体的な行
動を促すことを目的とした
講座。

- 省エネ型機器の購入促進や、冷暖房の設定温度の見直し、グリーンカーテン^{*}の取組など、省エネルギー対策を推進します。

②地球温暖化対策推進体制の充実

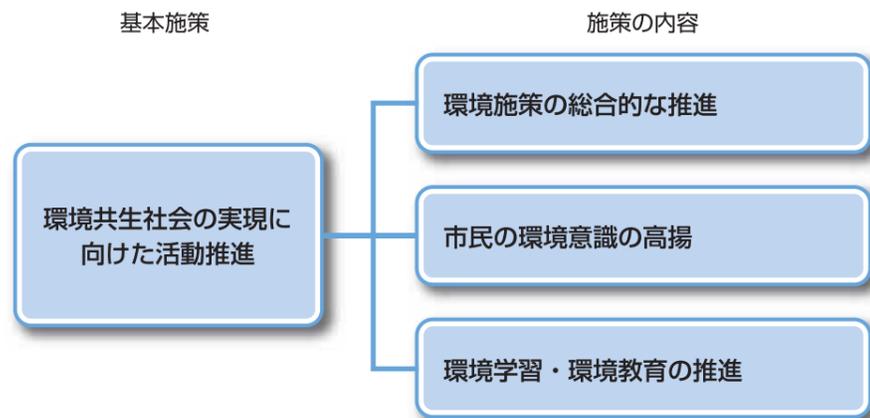
- 地球温暖化防止活動推進員などの環境活動組織と連携し、市民や事業者、行政が協働した地球温暖化対策推進体制を充実します。
- 各地域での省エネ活動を推進するため、自治会などと連携し、環境活動リーダーや省エネ推進活動員を育成します。



グリーンカーテン

ゴーヤ、アサガオなどのつる性植物を使って建物の窓の外や壁面を覆うことで、夏の強い日差しを遮り、室内の温度上昇を抑えると同時に、葉から出る水蒸気でまわりの温度を下げる自然のカーテンのこと。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 環境施策の総合的な推進

- 持続可能な環境共生社会を実現していくため、行政だけではなく市民生活や産業活動を含めた市全体が、環境負荷の少ない循環型環境マネジメントをめざした総合的な環境施策を推進します。

(2) 市民の環境意識の高揚

① 環境マネジメントシステムの普及促進

- 市民版環境マネジメントシステムを拡充するため、学校や社会教育活動、自治会活動などを通じた幅広い普及啓発を行います。
- 小規模事業所版環境マネジメントシステムを拡充するため、三重県の取組と連携した支援による普及啓発を行います。

② 自主的な環境活動の支援

- **エコパートナー事業**により、市民との協働による市民エコ活動センターの運営を推進し、各種事業や活動の普及啓発を充実します。
- 子ども会や自治会等への資源ごみ回収活動の支援を継続します。
- 「ごみゼロの日」、「環境月間」、「3R月間」などにちなんで、市域で適宜行われる市民清掃デーにより自主的な活動を促進します。

③ 啓発活動の充実

- 環境フェアなどのイベントにおいて、環境に配慮した日常的な取組などを紹介することにより、市民の環境意識の高揚を促進します。

(3) 環境学習・環境教育の推進

① 多様な場における環境学習・環境教育の推進

- 地域や職場において環境活動を推進していく、リーダー・ボランティアの育成を強化します。
- 家庭における環境活動を充実するため、教育現場や三重県環境学習情報センター等との連携による環境学習・環境教育を充実します。

② 環境学習推進施設の整備推進

- 環境学習・環境教育を促進するため、環境学習推進施設の整備を推進し、市民の意見を反映した学習内容を実施します。



エコパートナー事業

市民エコ講座の開催や地域のエコ活動リーダーの養成を通じて、市民が自発的に環境について「知る」「考える」「行動する」雰囲気づくりと、市民が運営に積極的に参加する市民エコ活動センターを設置して、それを活動拠点として市民に向けてエコに関する情報を発信していく事業。

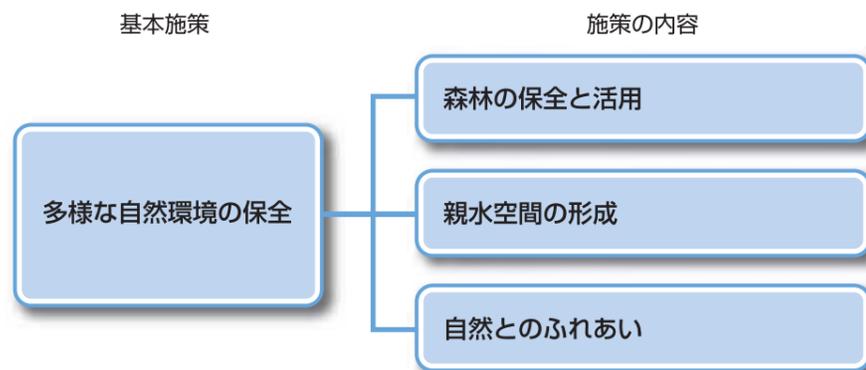
1-2 次世代に残す自然環境の保全・創造

第1項 多様な自然環境の保全

【現状と課題】

- 森林は、広域的な環境保全の役割や生物多様性を保全する空間、水源地、市民の憩いや学習、観光・レクリエーションの場などの多様な役割があり、都市の持続性を維持するために重要な資源です。
- 森林の保全と活用については、森林が有する多様な公益的機能の持続を図るため、継続的に環境林整備を実施し、環境林整備計画樹立面積が平成23年度末で930haとなりました。
- 森林・自然アカデミー事業として、三重大学との連携により、演習林施設を有効活用した学習会を開催し、参加者数は年々増加しています。今後も継続して事業を実施し、環境学習の拠点づくりを進める必要があります。
- 白砂青松の景観保全について、海浜の松林は、市が直接保全するほか、地元の皆さんや地域の団体等多様な主体が連携し保全活動が行われています。また、森林においては、三重県の「**企業の森**」事業により民間企業などが主体となってその保全に取り組まれています。引き続き、市民と一体となって自然環境の保全に努める必要があります。
- 自然とのふれあいについては、市民主体で立ち上げた新雲出川物語推進委員会と協働し、雲出川流域における山・川・海を結んだ住民のネットワークづくりを進め、活動への参加者も増えています。今後も持続的な事業を実施することにより、ネットワークを強化する必要があります。
- 市内の自然環境の状況を把握し、環境学習・環境教育を促進するため、自然環境調査を実施し、つし自然ガイドブックを作成しました。

【施策の体系】



企業の森
 企業、NPO、ボランティア団体等が県内の森林を貸借し、当該森林の管理・育成を行うこと。

【施策の内容】

(1) 森林の保全と活用

①森林の保全と整備

- 里山を含めた森林の整備・保全を推進することによって、水源かん養や防災機能など森林が持つ多面的機能の維持・増進を図ります。
- 国・県の森林・林業施策を活用し、計画的な間伐・下刈り等を実施することにより、二酸化炭素吸収能力の高い森林の拡大を促進します。

②森林の環境教育等への活用

- 森林・自然アカデミー事業により、三重大学等との連携による環境学習の充実と環境学習の拠点づくりを推進します。

(2) 親水空間の形成

- 自治会、子ども会、ボランティア団体等が中心となって実施する河川・海岸清掃活動等を支援します。
- 河川、海岸等における親水性の高い水辺環境の整備を推進します。
- 津の海における白砂青松などの景観保全を推進します。

(3) 自然とのふれあい

①山と川と海の活動のネットワーク充実

- 交流会や学習会などにより、布引山地から伊勢湾までの山・川・海の地域で活動する市民、事業者などのネットワークを充実します。
- 山・川・海の自然を活かした市民参加イベントの開催による市民交流を推進します。

②自然環境学習・環境教育の推進

- 自然に親しみ慈しむ気持ちを育むため、環境NPO等との連携による環境学習の実施を推進します。
- 「つし自然ガイドブック」を活用した環境学習・環境教育を促進します。

③自然とのふれあいの場の整備

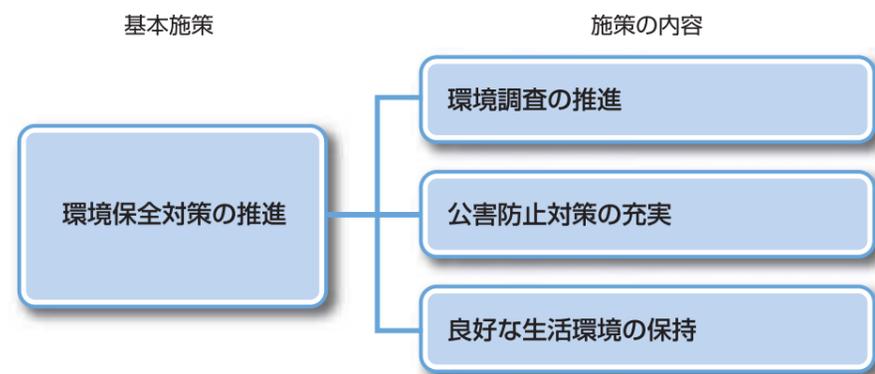
- 郷土の自然に接し、自然環境に理解を深めることのできる場の整備を推進します。

第2項 環境保全対策の推進

【現状と課題】

- 大気や水質などの自然環境の維持や、衛生的で安心できる地域環境の形成は、市民の健康で快適な生活や生物の多様性などに対して大きな影響を与えています。
- 本市における環境基準を達成している環境測定地点の割合は、平成20年度から平成23年度で、大気100%、水質37.5～58.8%、ダイオキシン類100%となっています。引き続き定期的に環境調査を実施し監視していくとともに、下水道整備などの生活排水対策を推進し水質を改善していく必要があります。
- 公害防止対策としては、環境保全に関する協定等の工場排水に係る基準値の充足率が90%台を維持していますが、100%となるよう事業所への指導を徹底する必要があります。
- 良好な生活環境の保持のために「市民清掃デー」は参加人数が増加しており、事業者の参加も得ています。また、空き地の雑草に関する対策としては、所有者等に適正な管理を指導しています。
- 各事業を引き続き実施していくことにより、公害の未然防止や良好な生活環境を保持していく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 環境調査の推進

①環境調査の実施

- 大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類等の状態を確認するため、環境調査を継続して実施します。

②市民の環境への理解促進

- 市民の環境保全への理解を深めるため、市ホームページ等において環境調査の結果を公表します。

(2) 公害防止対策の充実

①公害発生源対策の強化

- 騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌汚染・水質汚濁・地盤沈下などの公害を防止するため、三重県や関係機関との連携による公害発生源への監視・指導を徹底します。

②工場、事業場における環境保全対策の促進

- 公害を未然に防止するため、新設の工場・事業場などと環境保全に関する協定を締結し、協定に基づく監視・指導・立入調査を実施します。

③公害苦情への対応

- 公害苦情に対する相談と苦情処理への迅速・的確な対応を実施します。

(3) 良好な生活環境の保持

①浄化槽の設置と維持管理の促進

- 浄化槽の設置を促進します。
- 浄化槽の適正な維持管理の啓発を強化します。

②生活環境の美化

- 市民・事業者・市による市民清掃デーを継続して開催します。
- 市民の環境美化意識向上のための啓発を推進します。

1-3 快適な生活空間の形成

第1項 住環境の整備

【現状と課題】

- 本市の人口は、国勢調査によると平成17年から平成22年にかけて若干減少しましたが、世帯数は3,760世帯増加しました。
- 地域における高齢化の進展に伴って、安心・安全に住み続けることができるための居住支援やコミュニティの充実など、住みたくなるような魅力ある住環境の形成が求められます。
- 人口減少時代を迎え、空き家・危険家屋の増加が地域の不安要因となりつつあります。集約型の都市構造への転換を進める上でも、住宅の質の向上やストックの活用、福祉・まちづくり等との連携など、住生活基本法の趣旨を踏まえながら、円滑な循環利用を推進することが課題です。
- 住宅ストック**を有効活用するためには、耐震診断の受診や支援制度の活用の促進を含め、耐震改修、**バリアフリー**改修などを啓発する必要があります。
- 質の高い住宅ストックを形成するためには、民間事業者の市街地における良質な住宅供給を促進することが必要です。違法建築物の未然防止・早期改善のため、定期的に建築物のパトロールを実施し、違反の早期発見・是正に努めています。
- 良好な住環境を維持するため、地区独自のまちづくりのルールを定める地区計画制度の活用が求められており、住民主体のまちづくりを進めるため、地区計画制度の普及啓発、導入支援の必要があります。
- 既成市街地では、住宅や店舗、工場などの混在や狭い道路により、生活環境の悪化のみならず防災面からの危険性も懸念され、地元住民と共に環境改善を図ることが必要です。
- 中山間地域においては人口減少と少子高齢化が著しく、特に過疎地域においては深刻な状況になっており、対策として**二地域居住**と定住促進を図っています。平成20年度には、**空き家情報バンク**を開始して、売買や賃借の実績を上げています。
- 市営住宅の老朽箇所の改修、耐震補強などを実施するとともに、団地の集約化や跡地の処分を進めてきました。高齢社会に対応して、市営住宅のストックを有効に活用することと、**セーフティネット**としての役割を高めることが課題となっています。

住宅ストック
既に建築済みの住宅の在庫。

バリアフリー
日常生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去や、さらには、社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去。

二地域居住
都市住民が都市と農山漁村に滞在拠点をもち、双方を仕事や余暇で行き来しながら、ゆとりある生活を楽しむ新しい居住スタイル。

空き家情報バンク
将来的にも使わない家で賃貸や売却をしてもよいという「空き家」の情報を集めて、空き家での移住を希望する人に提供する仕組。

セーフティネット
経済的な危機に陥っても、安全・安心を保障してくれる、社会的な制度や対策。

③ 空き地等の管理

- 空き地等の管理者又は所有者に対し、雑草の刈取りなど土地の適正な管理についての指導・啓発を実施します。

④ **そ族昆虫**の駆除

- 病害虫等による感染症等を防止するため、自治会等の協力のもと駆除を実施します。

⑤ 適正な飼育への啓発

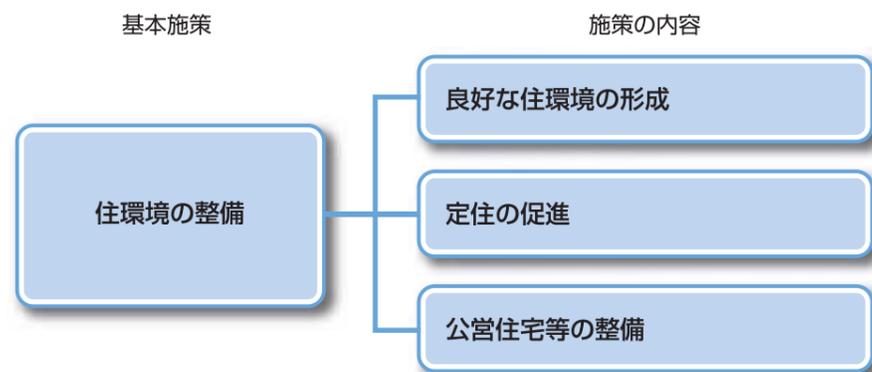
- ペットの飼い主に対する適正な飼育の啓発と狂犬病予防注射の実施を促進します。



そ族昆虫

病原菌を媒介する野生のネズミ類全般のことを「そ族」といい、ハエ・カなどの病害虫とあわせて、そ族昆虫類と表記されることが多い。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 良好な住環境の形成

① 住宅の円滑な循環利用

- 空き家の実態把握を行い、地域特性に応じた対策を検討するとともに、住宅ストックの活用と住み替えの情報提供を充実します。

② 住宅ストックの改善

- 住宅の耐震化、バリアフリー化などを支援します。
- 住宅改善について、市民や事業者への啓発を推進します。

③ 良質な民間住宅の供給促進

- 市街地再開発事業等による都市型住宅の供給や、土地区画整理事業等での計画的な宅地供給など、市街地整備と連動した住宅供給を促進します。
- 建築物のパトロールの充実により、違反建築物の未然防止、早期是正を行います。

④ 市街地の住環境の整備

- 住民等が主体となって質の高い住環境の形成を進めることができるよう、市街地における地区計画制度の普及啓発を推進します。
- 既成市街地における密集市街地において、地域住民の意向把握を行いながら、環境改善を支援します。
- 長期間放置され、老朽化や周辺環境の悪化を招いている空き家の安全、衛生面等の対策を進めます。

⑤ 既存集落の生活環境整備

- 既存集落等における田園環境と調和した生活環境の整備を推進します。

⑥ 中山間地域の住環境の整備

- 中山間地域において、空き家情報バンクの利用促進を図るなど、自然環境の豊かさを実感できる住環境の整備を推進します。

(2) 定住の促進

① 定住促進への取組

- 子育て環境や日常生活での利便性の良さ、自然環境の良さなど、本市の「住みやすさ」についての現状を把握し、市内外に積極的に情報発信します。
- 就業支援や起業支援、企業誘致など、働く場所の創出を図りながら、本市の「住みやすさ」を活かした定住促進に取り組みます。

② 地域福祉と連携した居住支援の充実

- 安心・安全に住み続けることができるように、地域における福祉活動や子育て支援等の福祉施策と連携した居住支援を実施します。

③ 二地域居住の推進

- 過疎対策のため、空き家情報バンクの利用促進を図るとともに、自然豊かな暮らしを求める二地域居住等のPRを推進します。

(3) 公営住宅等の整備

- 公営住宅等の計画的な改修・改善の実施と、適正な維持管理による安全で快適な居住環境の提供を推進します。
- 既存ストックの有効活用のため、老朽化した公営住宅の集約化を進めます。

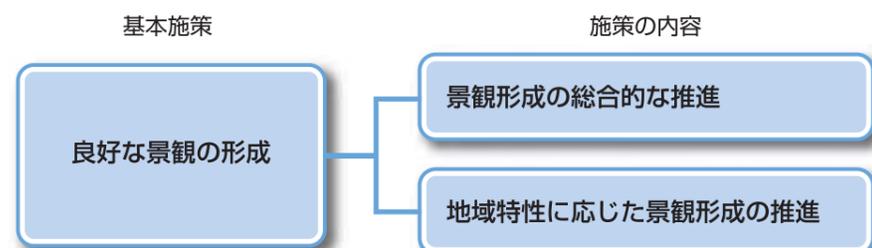
既存ストック
 自然環境や伝統文化、各種施設など、ハード、ソフトに関わらず地域に現在ある資源。

第2項 良好な景観の形成

【現状と課題】

- 地域の環境の価値を高めて、快適に生活するためには、良好で魅力ある景観を形成することが重要です。
- 本市の特性を活かした景観の形成や歴史・文化に根ざした景観の継承を図るために、「津市景観計画」の策定を進めています。
- 屋外広告物については、その掲出（設置）について許可や指導を行っています。また、屋外広告物の禁止区間を指定し、景観を損なうことがないように誘導しています。今後も、主要な沿道における違反指導や、新たな規制誘導などを行っていく必要があります。
- 公共性の高い建築物は、デザインや色彩について津市都市デザイン委員会により助言を行っています。
- 地域の歴史的景観の継承のために、一身田寺内町を囲む環濠の修景や町並みなどの保全、津城跡の石垣の現状把握をするための測量、北畠氏館詰城跡と霧山城跡からの眺望を確保する間伐などを実施しました。
- 拠点的な市街地においては、市街地整備が進んでいますが、賑わいのなかにも秩序ある都市らしい景観の形成を図ることが課題となっています。
- 農村景観については、農業の担い手育成と地域ぐるみの共同活動などへの支援を通じた、耕作放棄地化の防止に努めています。農地等の保全とともに、集落や農地と調和した景観の形成が必要です。
- 森林景観については、森林の適切な維持管理とともに、自然との調和に配慮した景観の形成が必要です。
- 水辺景観については、自然環境の保全や基盤整備と合わせて自然環境と調和した景観の形成が必要です。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 景観形成の総合的な推進

- 地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため「津市景観計画」の策定に向けた取組を進めます。
- 違反屋外広告物についての指導を強化します。
- 屋外広告物の禁止地域等については、関係機関と連携し、拡大に取り組みます。

(2) 地域特性に応じた景観形成の推進

①歴史的景観の保全と継承

- 一身田寺内町、津城跡、多気北畠氏城館跡などの歴史的景観や楠原、多気、奥津などに見られる街道景観を保全し、地元住民等と共に継承できる取組を推進します。

②市街地景観の形成

- 津駅前や久居駅前等において、ユニバーサルデザインに配慮しながら、土地利用による景観特性に応じた景観形成を推進します。

③農村景観の保全・形成

- 耕作放棄地の解消や優良農地の保全を進めるなど、農村景観を継承し、集落や農地と調和した景観形成を推進します。

④森林景観の保全・形成

- 森林整備事業による人工林の針広混交林化や広葉樹植栽の推進により、森林の公益的機能に応じた森林景観の形成を推進します。

⑤水辺景観の形成

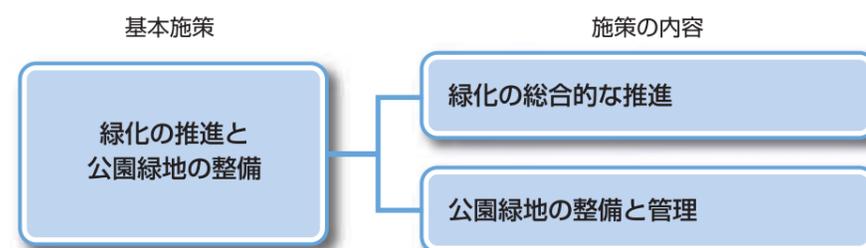
- 河川、海岸等における自然景観を保全し、自然環境と調和した景観形成を推進します。

第3項 緑化の推進と公園緑地の整備

【現状と課題】

- 公園緑地や緑豊かな都市環境は、住民の身近な憩いの場となり運動やイベント等が行えるレクリエーションの場を提供するとともに、都市にうるおいを創出する要素として重要です。
- 本市においては、平成22年10月に策定した「緑の基本計画」において、公園整備や緑化推進の方針を示しています。
- 緑化推進事業として「津市民緑と花の市」を年2回開催し、緑の相談室、ガーデニング講習会等のイベントを通じて普及・啓発を実施しています。
- 自治会等においては、公園・道路等の公共空間への緑化美化運動を実施しており、その活動は増加しつつあり、今後もその支援が必要です。
- 本市において都市計画決定している都市計画公園は総合公園が4箇所、地区公園が5箇所など、計80箇所、都市計画緑地は2箇所となっています。
- 都市基幹公園の整備としては、市民の憩いや自然環境の保全、レクリエーションの拠点を目的に中勢グリーンパークなどの整備を進めています。
- 都市公園の安全・安心対策としては、バリアフリー化工事を進め、子どもから高齢者、障がい者（児）まで誰もが利用しやすい公園整備を進めています。団地開発等で新たな公園整備が行われる際には、ユニバーサルデザインを踏まえた公園整備に努めています。
- 公園緑地の維持管理については、除草・清掃・剪定等を自治会等へ委託しています。特に、老朽化が著しい公園は、緊急度を勘案して維持修繕に努めています。今後も自治会等への管理委託を進め、地域に親しまれるように、住民参加の公園管理を進める必要がありますが、住民の高齢化等で受託が難しい自治会が増えていることが課題となっています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 緑化の総合的な推進

① 計画的な緑化の推進

- 緑の持つさまざまな機能を十分踏まえつつ、長期的な視点に立って、緑地の保全や緑化の推進、ユニバーサルデザインを踏まえた公園の整備を総合的・計画的に推進します。

② まとまりある緑の創出

- 道路、河川等の公共空間や公共施設緑化を推進します。

③ 緑化推進の展開

- 「津市民緑と花の市」の開催や記念樹・苗木の配布により自発的な緑化活動を支援します。
- 自治会等への花苗等の配布や、自治会とボランティア団体・企業などとの連携を図り、緑化美化運動を拡充します。
- 津市緑化基金等を活用した市民の緑化活動への支援や、講習会の開催等により、市民の緑化意識の高揚を促進します。

(2) 公園緑地の整備と管理

① 公園の整備推進

- 市民の憩いや自然環境の保全、レクリエーションの拠点として、中勢グリーンパーク、岩田池公園などの整備を推進します。
- 千歳山について、市街地に残された貴重な自然の保全と川喜田半泥子が過ごした往時を感じる公園として整備します。
- 長期末整備の都市計画公園について、市民の合意形成を図りながら、必要性を検証します。

② 既存公園の整備

- 地域住民などの公園利用者のニーズや利用形態の変化、施設の老朽化に対応した既存公園の再整備を推進します。

③ 緑地の保全・整備

- 市街地に残る緑地について、環境、レクリエーション、防災、景観面などの緑地機能を考慮した活用を検討します。

④ 公園緑地の維持管理

- 安全かつ快適に公園が利用できるよう、各公園施設の修繕や保守点検を実施します。
- 地域住民が公園緑地に愛着を持てるように、除草・清掃・剪定などの自治会等への委託を推進します。



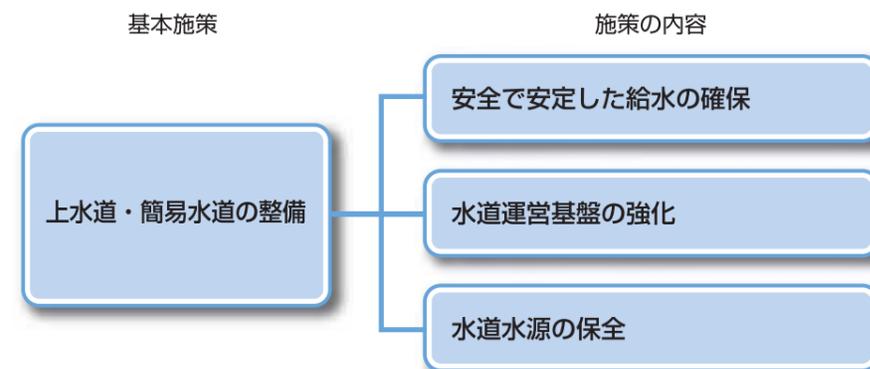
1-4 生活基盤の整備

第1項 上水道・簡易水道の整備

【現状と課題】

- 安心・安全な水道水の供給は、上水道事業と中山間地域の簡易水道事業により実施しており、快適で衛生的な日常生活を支える重要な役割を担うために、その安定的な確保が必要です。
- 安心して快適な給水のために、水質検査計画に基づき水源と給水栓での定期的な水質検査を実施しています。
- 施設の拡充・更新事業としては、管路の耐震化、**クリプトスポリジウム***対策のための高度浄水処理設備の導入、美杉地域の簡易水道事業を実施しています。
- 水道基盤施設の耐震化については、基幹管路での耐震化率が低いいため、計画的な整備が必要です。浄水基幹施設は耐震2次診断の結果に基づいた整備が必要です。
- 簡易水道事業は、現在、美杉地域で八幡簡易水道と下之川簡易水道の整備を計画的に進めていますが、一部、未普及地域が残っています。
- 水道事業運営基盤強化の対策として、営業関連業務等の民間委託などを進めてきましたが、今後もコスト削減や事務の効率化を図ることが必要です。

【施策の体系】



クリプトスポリジウム
人や動物の下痢の原因になる耐塩素性病原微生物の一種。

- 美里水源の森については、水源かん養機能を保全しつつ住民に安らぎを与える憩いの場・交流の場、そして子育ての場としての整備に向けた取組を進めます。

②資源の有効利用

- 再生資機材や建設発生土の利用を推進します。
- 浄水場における汚泥の再利用化を推進します。



【施策の内容】

(1) 安全で安定した給水の確保

①総合的な給水事業の推進

- 市全域に安心・安全でおいしい水の安定給水を確保するため、水道事業を計画的に推進します。

②水質管理の強化

- 水道水源から給水栓までの水質管理体制を確立します。
- 老朽管の布設替や浄水場の運転管理により、水質監視を強化します。

③効率的で災害に強い水道の確立

- 水運用や施設管理の合理化、情報管理の一元化などを図り、災害に対応できる水運用ネットワークを構築します。
- 東海、東南海・南海地震などに備え、水道施設及び基幹管路等の耐震化を進めます。
- 被災直後において、迅速な給水対応を行いながら、応急復旧を実施するなど、災害対策を強化します。

④施設の拡充・更新

- 取水・導水・浄水・送水・配水施設の強化と最適技術の導入を推進します。
- 簡易水道の上水道への経営統合や水道未普及地域の解消を推進します。

(2) 水道運営基盤の強化

①水道経営の健全化

- 水道事業について市民の理解を得るための啓発を行います。
- 水道事業におけるコストの削減や事務の効率化等を推進します。

(3) 水道水源の保全

①かん養林の保護・育成

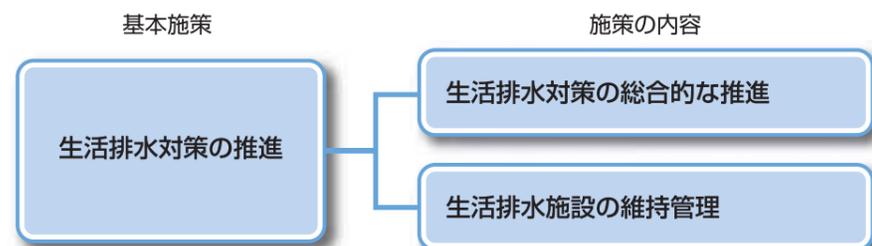
- 「津市水道水源保護条例」に基づき水質の汚濁防止に向けた適正な措置を行います。

第2項 生活排水対策の推進

【現状と課題】

- 生活排水の処理は、健康で快適な生活を確保し、公共用水域の水質を保全するために重要な事業であり、その対策を進める必要があります。
- 本市の^{*}汚水処理人口普及率は、平成23年度末で80.1%であり着実に向上しています。
- 生活排水対策を総合的に推進するために、平成23年度に「^{*}生活排水処理アクションプログラム」を見直し、より効率的・効果的に生活排水処理施設の整備を進められるよう公共下水道区域及び農業集落排水区域の一部を浄化槽区域へ変更しました。
- 公共下水道については、平成23年度末で下水道普及率43.6%、下水道整備面積3,226.1haで、着実に事業を進めています。下水道普及率は、全国的にみると低い位置にあり、さらなる整備の推進を図ることが必要です。
- 農業集落排水は、施設の適正な維持管理を実施するとともに、未接続世帯へ啓発を実施し、農業集落排水の水洗化率の向上に努めています。
- 浄化槽は、浄化槽設置を支援することで汚水処理人口が増加しています。浄化槽の適正な維持管理について、市ホームページ・広報津への登載、窓口での案内、補助金交付対象者への通知により啓発していますが、定期的な法定検査の受検率が低いことなどが課題となっています。

【施策の体系】



汚水処理人口普及率
下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント等を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、住民基本台帳人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標。

生活排水処理アクションプログラム
下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種汚水処理施設の整備予定区域を設定し、効果的かつ効果的に汚水処理施設の整備を行うための基本計画。

【施策の内容】

(1) 生活排水対策の総合的な推進

① 公共下水道の整備推進

- 公共用水域の水質保全や自然環境の保全を図るため、効率的な下水道整備を推進します。

② 流域下水道の整備促進

- 中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区における幹線及び処理場整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始を促進します。

③ 下水道の水洗化率の向上

- 水洗化率の向上を図るため、下水道への接続について、供用開始地区の未接続世帯への指導、啓発活動を強化します。

④ 農業集落排水の水洗化率の向上

- 水洗化率の向上を図るため、農業集落排水への接続について、未接続世帯への啓発活動を強化します。

⑤ 浄化槽設置の啓発と促進

- 公共用水域の水質保全に寄与するため、浄化槽設置の啓発活動を強化します。
- 市が設置主体となって浄化槽を整備する制度の導入に取り組みます。
- 浄化槽設置整備事業補助制度を充実します。

(2) 生活排水施設の維持管理

① 下水道施設の維持管理

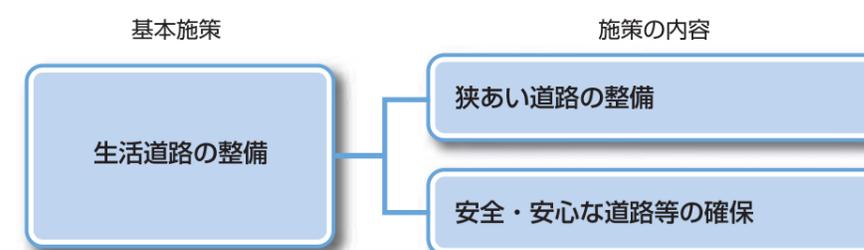
- 公共用水域の水質保全のため、下水道施設を適正に維持管理します。
- 下水道長寿命化計画に基づき、国の有効な財源を活用しながら、処理場、管渠等の施設の予防保全的な維持修繕を推進します。

第3項 生活道路の整備

【現状と課題】

- 生活道路は、市民にとって日常的な移動を安全に行うための基盤であり、重要度も高くなっています。
- 基盤整備が行われていない市街地や農業集落地域においては、生活道路が狭く、通行に支障がみられます。
- 狭あい道路の拡幅を行うためには、市民の理解と土地の提供の協力が必要であり、家屋等を後退させる**セットバック**のための用地整備に今後も取り組む必要があります。
- 安全・安心な道路等の確保については、通行が円滑にできるように、道路、水路及び付帯構造物の修繕・補修と、路肩等の除草・清掃を持続的に進めることが必要です。
- 安心して通行できる橋梁の確保のためには、橋梁の修繕、落橋防止、維持補修を行い橋梁の保全と補強を着実に進めることが必要です。
- 市道（平成23年度末現在3,437km）及び橋梁などの修繕については、地元と協議しながら、優先度の高い箇所を選定して整備促進を図ることが必要です。

【施策の体系】



セットバック
道路の拡幅に必要な空地を確保するため、道路の境界線から後退して門塀等の設置をすること。

②農業集落排水施設の維持管理

- 農村地域における農業用排水の水質保全及び農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水施設の適正な維持管理を促進します。

③浄化槽の維持管理の促進

- 浄化槽の適正な維持管理の啓発活動を強化します。
- 市が主体となって維持管理する制度の導入に取り組みます。
- 市内の団地の集中浄化槽について、市への移管をめざした取組を進めます。

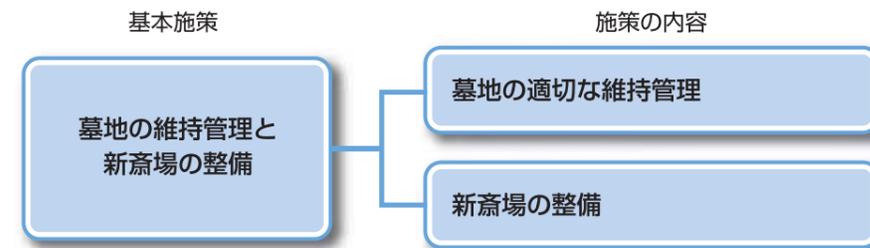


第4項 墓地の維持管理と新斎場の整備

【現状と課題】

- 墓地や斎場は、生涯を終えた人を厳粛に弔うための不可欠な施設です。
- 4地区6箇所ある市営墓園のうち、香良洲墓園は約100区画の空きがあるものの、他の墓園はほぼ満所状態です。
- 墓地については、市営墓園の未使用墓所の利用や、高齢化の進展等に伴う市内の墓地需要の把握が課題となっています。
- 市営墓園は、浄化槽の点検・草刈り清掃等を実施し、墓地が良好な環境で利用できるよう努めています。また、広報紙等で市営墓園の未使用墓所の募集を行っています。
- 新斎場の整備については、平成21年度に建設地を決定し、平成22年度に基本的な整備方針を示した「新斎場建設整備計画」を策定しました。また、新斎場建設整備に最適な事業手法を調査した結果、平成23年度には、民間活力を活用したPFI手法の採用を決定しました。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 墓地の適切な維持管理

- 墓地用地や市営墓園の運営及び維持管理を推進します。
- 市営墓園の空き状況及び墓地需要を見極めながら、市営墓園のあり方を検討します。

(2) 新斎場の整備

- 平成27年1月の供用開始をめざし、新斎場の整備に係る事業を推進します。
- 新斎場の整備に当たっては、PFI手法の採用により民間の経営能力及び技術的能力の活用による良好なサービスの提供と効率的な施設整備を進めます。

【施策の内容】

(1) 狭あい道路の整備

- 幅員4m未満の狭あい道路については、利便性と安全性を確保するために、拡幅・整備を推進します。
- 狭あい道路の解消を図るため、セットバックする仕組づくりに取り組み、道路後退用地の確保や門塀等の撤去、舗装などを推進します。

(2) 安全・安心な道路等の確保

①安全な道路の整備

- カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設や歩道等の整備を進めます。
- ユニバーサルデザインを取り入れた歩行者及び自転車空間の整備を推進します

②道路・橋梁の維持管理

- 地元の生活環境に合った安全な道路・橋梁の維持保全を推進します。
- 橋梁の耐震補強、長寿命化を推進します。



美しい環境と共生するまちづくりの重点施策

■ 新最終処分場の建設推進 (P40)

【施策の内容】

- 美杉町下之川地内において、環境に配慮した安全で安心なクローズド型最終処分場の建設を推進します。
- 平成28年4月からの供用開始をめざし、第1期として9万㎡を建設し、第1期に引き続き第2期の建設を推進します。

■ リサイクルセンターの建設推進 (P41)

【施策の内容】

- 平成28年4月からの供用開始をめざし、片田田中町地内において地域の自然環境、生活環境に配慮したリサイクル施設の建設を推進します。
- 市民がリサイクル・ごみ・環境などについて学習する場となる拠点施設の整備を推進します。

■ 白銀環境清掃センターの跡地整備 (P41)

【施策の内容】

- 白銀環境清掃センター埋立地の早期安定化対策に引き続き取り組みます。
- 埋立地のうち安定化した箇所から随時、地元をはじめ市民の憩いの場となるよう跡地整備に取り組みます

■ 再生可能エネルギーの創出推進 (P43)

【施策の内容】

- 再生可能エネルギーの必要性の高まりにより、これまで風力発電に取り組んできた先進都市として、風力発電及び太陽光発電のさらなる導入に向けた取組を支援します。
- 地域の自然環境や社会経済特性を活かした小水力やバイオマス発電など再生可能エネルギーの導入を支援します。

- 公共施設等への再生可能エネルギーの導入を引き続き推進します。
- 市民や事業者を対象とした再生可能エネルギーを含めた環境学習会の開催や再生可能エネルギーの創出に関する情報を広く発信します。

■ 環境共生社会の実現に向けた活動推進 (P46)

【施策の内容】

(1) 自主的な環境活動の支援

- エコパートナー事業により、市民との協働による市民エコ活動センターの運営を推進し、各種事業や活動の普及啓発を充実します。
- 子ども会や自治会等への資源ごみ回収活動の支援を継続します。
- 「ごみゼロの日」、「環境月間」、「3R月間」などにちなんで、市域で適宜行われる市民清掃デーにより自主的な活動を促進します。

(2) 環境学習推進施設の整備推進

- 環境学習・環境教育を促進するため、環境学習推進施設の整備を推進し、市民の意見を反映した学習内容を実施します。

■ 森林の保全と整備 (P49)

【施策の内容】

- 里山を含めた森林の整備・保全を推進することによって、水源かん養や防災機能など森林が持つ多面的機能の維持・増進を図ります。
- 国・県の森林・林業施策を活用し、計画的な間伐・下刈り等を実施することにより、二酸化炭素吸収能力の高い森林の拡大を促進します。

■ 定住の促進 (P55)

【施策の内容】

- 就業支援や起業支援、企業誘致など、働く場所の創出を図りながら、本市の「住みやすさ」を活かした定住促進に取り組みます。

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

2-1 安全なまちづくりの推進

第1項 終わりなき防災施策の強化

【現状と課題】

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災での津波による甚大な被害を受け、津市地域防災計画の見直しを進め、平成23年12月に津波対策編を策定しました。また平成24・25年度を災害対応力強化集中年間に定め、本市の災害対応力をより一層高めるため、津市地域防災計画を災害対応に係るノウハウが集約された、実践的な計画となるよう見直しを進めています。平成24年8月には、内閣府から「あらゆる可能性を考慮する」という観点から、理論上最大となる南海トラフの巨大地震に関する被害想定等が公表されたことから、それらも踏まえた地震・津波や風水害等の災害に的確に対応するためのさらなる災害対応力の強化が喫緊の課題となっています。
- 災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模地震からの被害を軽減するため、津市耐震改修促進計画に基づき、公共施設や木造住宅等の耐震化を進めています。平成24年8月の内閣府の公表では、本市の最大震度7が想定されています。今後においても、公共施設の計画的な耐震化を図るとともに、さらなる木造住宅の耐震化を促進していく必要があります。
- 迅速かつ安全な津波避難体制を確立するため、平成16年に三重県が発表した巨大地震（M8.7）の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位での自主防災組織や自治会のリーダー研修会を開催し、その後、各学校区内の単位自主防災組織や自治会による津波避難計画の作成支援の取組を行っています。今後においても、平成24年に三重県が発表した東日本大震災と同等規模の巨大地震（M9.0）の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位でのリーダー研修会を開催し、津波避難計画の作成支援の取組を進め、一人ひとりの避難計画作成を促進していく必要があります。
- 津波災害時における迅速な避難体制を整備するため、津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定や、海拔表示等の設置に取り組んでいます。

■千歳山の整備推進 (P59)

【施策の内容】

- 千歳山について、市街地に残された貴重な自然の保全と川喜田半泥子が過ごした往時を感じる公園として整備します。

■水道管路の耐震化 (P62)

【施策の内容】

- 東海、東南海・南海地震などに備え、水道施設及び基幹管路等の耐震化を進めます。

■下水道の整備推進 (P65)

【施策の内容】

- 公共用水域の水質保全や自然環境の保全を図るため、効率的な下水道整備を推進します。
- 中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区における幹線及び処理場整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始を促進します。

■橋梁の長寿命化 (P68)

【施策の内容】

- 橋梁の耐震補強、長寿命化を推進します。

■新斎場の整備 (P69)

【施策の内容】

- 平成27年1月の供用開始をめざし、新斎場の整備に係る事業を推進します。
- 新斎場の整備に当たっては、PFI手法の採用により民間の経営能力及び技術的能力の活用による良好なサービスの提供と効率的な施設整備を進めます。

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

2-1 安全なまちづくりの推進

第1項 終わりなき防災施策の強化

【現状と課題】

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災での津波による甚大な被害を受け、津市地域防災計画の見直しを進め、平成23年12月に津波対策編を策定しました。また平成24・25年度を災害対応力強化集中年間に定め、本市の災害対応力をより一層高めるため、津市地域防災計画を災害対応に係るノウハウが集約された、実践的な計画となるよう見直しを進めています。平成24年8月には、内閣府から「あらゆる可能性を考慮する」という観点から、理論上最大となる南海トラフの巨大地震に関する被害想定等が公表されたことから、それらも踏まえた地震・津波や風水害等の災害に的確に対応するためのさらなる災害対応力の強化が喫緊の課題となっています。
- 災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模地震からの被害を軽減するため、津市耐震改修促進計画に基づき、公共施設や木造住宅等の耐震化を進めています。平成24年8月の内閣府の公表では、本市の最大震度7が想定されています。今後においても、公共施設の計画的な耐震化を図るとともに、さらなる木造住宅の耐震化を促進していく必要があります。
- 迅速かつ安全な津波避難体制を確立するため、平成16年に三重県が発表した巨大地震（M8.7）の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位での自主防災組織や自治会のリーダー研修会を開催し、その後、各学校区内の単位自主防災組織や自治会による津波避難計画の作成支援の取組を行っています。今後においても、平成24年に三重県が発表した東日本大震災と同等規模の巨大地震（M9.0）の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位でのリーダー研修会を開催し、津波避難計画の作成支援の取組を進め、一人ひとりの避難計画作成を促進していく必要があります。
- 津波災害時における迅速な避難体制を整備するため、津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定や、海拔表示等の設置に取り組んでいます。

■千歳山の整備推進 (P59)

【施策の内容】

- 千歳山について、市街地に残された貴重な自然の保全と川喜田半泥子が過ごした往時を感じる公園として整備します。

■水道管路の耐震化 (P62)

【施策の内容】

- 東海、東南海・南海地震などに備え、水道施設及び基幹管路等の耐震化を進めます。

■下水道の整備推進 (P65)

【施策の内容】

- 公共用水域の水質保全や自然環境の保全を図るため、効率的な下水道整備を推進します。
- 中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区における幹線及び処理場整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始を促進します。

■橋梁の長寿命化 (P68)

【施策の内容】

- 橋梁の耐震補強、長寿命化を推進します。

■新斎場の整備 (P69)

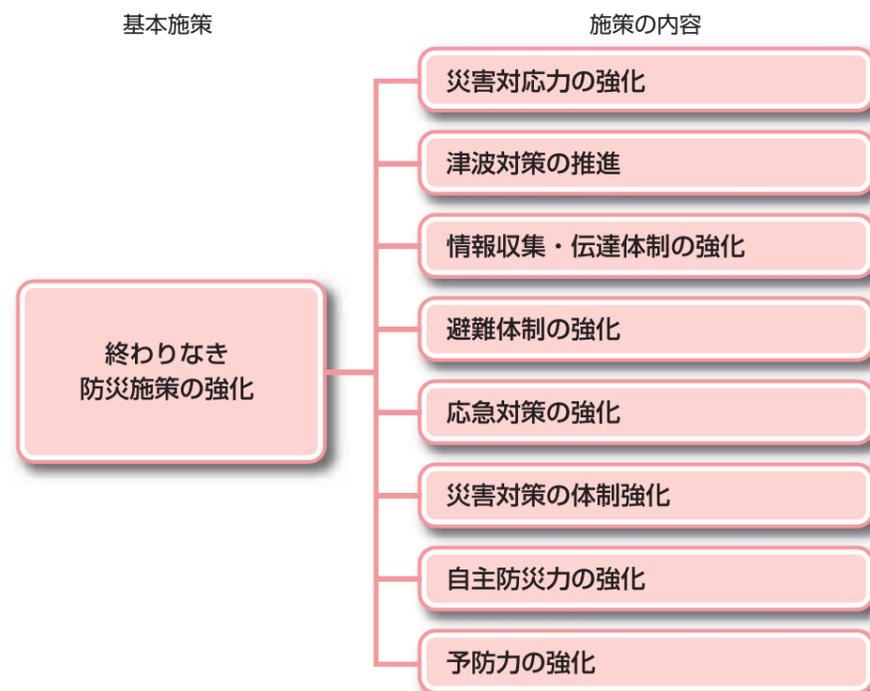
【施策の内容】

- 平成27年1月の供用開始をめざし、新斎場の整備に係る事業を推進します。
- 新斎場の整備に当たっては、PFI手法の採用により民間の経営能力及び技術的能力の活用による良好なサービスの提供と効率的な施設整備を進めます。

今後においても、津波避難ビル等の指定を推進するほか、海拔表示・避難誘導表示等の整備に取り組み、津波からの避難対策のさらなる強化を図る必要があります。

- 災害時における避難体制の整備として、避難所の確保、食料や防災資機材等の備蓄などに取り組んでいます。今後においても、地域住民が安心して避難生活が送れるよう対策の強化を図る必要があります。
- 災害時における情報伝達手段として、デジタル同報系防災行政無線及びメール等の情報配信システムの整備を完了し、さらに一般通信網が途絶した場合に備え、デジタル移動系防災行政無線の整備に取り組んでいます。今後においても、より迅速かつ適切な情報収集伝達体制を確保するため、防災情報通信システムの適切な運用及び充実に取り組む必要があります。
- 市民一人ひとりの防災意識の高揚と地域による自主防災活動を促進するため、地域による訓練や研修会の実施、防災資機材の整備等に対する支援などを行っています。今後においても、大規模災害による被害を軽減するには、地域住民の「自助」と「共助」の意識の向上が不可欠であることから、自主防災活動が活性化するための取組を推進していく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 災害対応力の強化

①地域防災力の強化

- 災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模災害からの被害を軽減するためには、国・県・市の「公助」とともに、「自助」・「共助」が不可欠です。そして自分の身を自分の努力で守る、「自助」、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、組織的に取り組む、「共助」による地域の防災力と、「公助」が連携することで被害の軽減を図ることができることから、それぞれの役割を明確にし、防災対策に取り組むことで災害対応力の強化を進めていきます。
- 東日本大震災から得た教訓や対応策、新たに公表された南海トラフ巨大地震の被害想定等も踏まえ、平成24・25年度の災害対応力強化集中年間終了後も、不断の取組として津市地域防災計画の見直しを進め、地震・津波や風水害等の災害に的確に対応していきます。

(2) 津波対策の推進

①津波避難ビル

- 避難が遅れた住民の方、救助活動に従事する方などが、緊急かつ一時的に避難できる津波避難ビルとして、民間施設や市有施設の指定を進めるとともに、国・県有施設の指定も併せて進めます。

②津波避難協力ビル

- 津波避難ビルに加えて、利用に時間的制約のある津波避難協力ビルの指定を進めます。

③津波緊急避難場所

- 津波による浸水が予測される地域等において、学校等の屋上を避難場所として有効に活用するため、屋上フェンスや外付け階段の整備及び改修を行います。
- 津波からの避難に活用ができる公共施設や民間施設が存在しない地域においては、平常時から有効に活用でき、かつ災害時に津波避難が可能となる高台公園等による公共施設の整備を検討します。

システムの機能を活用します。

- インターネットのポータルサイト^{*}運営会社との協定締結により、大規模災害時における市ホームページのキャッシュサイト^{*}設置によるアクセスの負荷軽減や、運営会社のポータルサイトへの防災情報の掲載など、情報発信体制を強化します。
- 遠隔地の自治体との災害時の情報発信に関する相互応援協定に基づき、ブログ等を活用した情報掲載の代行による大規模災害発生時における情報発信体制を強化します。

③わかりやすい情報の伝達

- サイレン音の活用など、より伝わりやすい情報伝達体制を充実します。

(4) 避難体制の強化

①避難所・福祉避難所の拡充

- 津波による甚大な被害の発生が予想される場合は、原則として津波浸水予測地域内の避難所を開設しないこととしており、沿岸部からの多数の避難者を受け入れるための避難所数を拡充します。
- 迅速かつ確かな避難が可能となるよう各避難所への案内表示の設置を進めます。
- 災害時の避難生活において、災害時要援護者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の指定を進めます。

②備蓄・機器類の充実

- 三重県が想定する巨大地震(M9.0)による津波浸水予測地域の広がりに対応するため、災害用備蓄品の備蓄計画を見直すとともに、高齢者や障がい者(児)などの災害時要援護者や女性の視点等を取り入れるなど、さまざまなニーズに応じた災害用備蓄品を充実します。
- 孤立集落対策として、災害用備蓄品及び備蓄倉庫を充実します。
- 上水道施設が被災し、使用が不可能となった場合に供給可能な井戸を災害時協力井戸として活用し、災害時の生活用水の確保につなげます。

③避難所マネジメントシステムの構築

- 大規模災害発生時には、数多くの住民が避難し、避難所開

ポータルサイト
インターネット上で情報を探し出すための拠点となるサービス。

キャッシュサイト
インターネットに公開される文書、音声、映像などの情報のコピーを蓄積しておくサーバー。

④海拔・標高・誘導表示

- 津波時の迅速な避難の目安となるよう、避難所、一時避難場所の看板及びカーブミラーや電柱に海拔表示の設置を進めます。
- 各地域の津波避難計画に基づいた津波避難誘導表示や津波避難ビル等への避難誘導表示の設置を進めます。
- 地震防災マップや沿岸地域標高マップの内容を更新するなど状況の変化に応じた対応を行います。
- 市民が安全な場所に速やかに避難できるよう、避難所、一時避難場所及び避難経路を広く周知します。

⑤津波避難計画

- 本市では、津波が到達するまでの一定の時間を有効に活用し、「より遠く」「より高い場所」へと、津波浸水予測地域外の避難所や高台等の安全な場所に避難することで、自らが命を守ることを基本とし、津波避難の支援対策として三重県が想定する巨大地震(M9.0)の津波による浸水が予測される地域内の自主防災組織や自治会による津波避難計画の作成支援を行います。

(3) 情報収集・伝達体制の強化

①防災行政無線の充実

- 災害時に迅速かつ確かな情報伝達が可能となるよう、デジタル同報系防災行政無線の適切な管理運営を行います。
- 市及び防災関係機関相互の情報通信体制を確保するため、デジタル移動系防災行政無線の整備を進めます。
- 電波伝搬状況が厳しい山間地域や孤立集落対策として衛星携帯電話の配備等、非常通信手段を確保し、情報連絡体制を強化します。

②情報収集・発信体制の強化

- 災害時における地域等からの情報も含めた災害対策本部各部と各支部の情報収集・連絡体制の強化を図るとともに、迅速かつ確かな情報を発信する体制を強化します。
- 広域的な支援や的確な災害対応につながるよう、国、県、防災関係機関等との密接な連携のもと、迅速な情報等の収集・共有を図ります。
- 防災情報メール、ファクス配信の登録を進め、防災情報メールシ

の大規模災害を踏まえ、被災者支援を円滑に行うためには、陸海空路による多様な輸送体制の構築が必要なことから、津松阪港伊倉津地区公共ふ頭及び伊勢湾ヘリポートを活用した津市防災物流施設の整備を進めます。

③ボランティア活動支援体制の準備

- 災害時における被災者への支援には、ボランティア活動の有効性、有益性が過去の大規模災害において改めて認識されていることから、平常時から、ボランティア活動に携わる団体など関係機関との連携を強化するとともに、協力体制を構築します。
- 災害発生時におけるボランティアの受け入れや活動の拠点となる災害ボランティアセンターの体制づくりを津市社会福祉協議会と連携して進めます。

⑥災害対策の体制強化

①訓練の充実

- 災害対策本部各部の連携体制や、災害情報管理システムの運用等、各種の検証を行うため、さまざまな被害想定による図上訓練を実施します。
- 職員参集システムを活用した職員の非常参集訓練を実施し、情報伝達、参集状況、指揮体制の状況等について検証を行い、適切な初動対応が可能な体制づくりを進めます。
- 三重県、警察、医療機関、**ライフライン**^{*}関係機関等との連携による総合防災訓練・図上訓練を実施します。

②災害対策本部の機能充実

- 災害の状況に応じてより適切な対応ができるように、職員2,500人体制に応じた職員の有効活用など、災害対策本部の組織体制を見直します。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に対応するためには、県と市が一体となった協力体制が必要であることから、津市災害対策本部への県職員の派遣等、三重県との協力体制を構築します。
- 広域的な防災体制や官民が連携した相互体制を充実させるため、防災機関合同研修会等を通じ、三重県、警察、医療機関、ライフ

ライフライン
生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などの施設。

設・運営に混乱を来す可能性が考えられることから、各避難所における避難者数及び開設状況、必要物資等を把握し、迅速・適切な避難所管理を行うためのシステムを構築します。

④避難判断マニュアルの見直し

- 住民が迅速かつ円滑に避難できるよう避難判断の的確化が必要であることから、さまざまな災害に対する避難勧告等の出し方の見直しをはじめ、災害対策本部や関係各部の準備体制を強化します。
- 避難勧告等を発令するに当たり、河川、ダム等の施設管理者である国・県の関係機関との連携を強化します。

⑤避難所の開設・運営体制の充実

- 避難者が安心して一時的な生活ができるよう、避難所及び福祉避難所の運営体制を充実します。
- 地域住民や避難者が自主的に運営できる避難所の体制整備に向けた取組として、避難所運営委員会の設立に向けての支援を進めます。
- 避難所運営委員会の設立に当たっては、女性や各世代の多様な意見を反映できる体制となるよう努めます。

⑥災害時要援護者の避難支援

- 高齢者や障がい者（児）などの災害時要援護者が適切に避難するためには、地域の住民による「共助」が重要となることから、地域による避難支援体制づくりと、災害時要援護者に配慮した避難計画となるよう支援を行います。
- 災害時要援護者を含めた地域での防災訓練の開催を支援します。

⑤応急対策の強化

①災害時応援協定の推進

- 他の自治体や民間団体・企業との災害時応援協定の締結をより一層進め、広域的な防災体制や協力体制を充実します。

②防災物流施設の整備

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめとする過去

- 地域における相互の連携強化や防災意識の高揚のため、自主防災協議会支部が実施する防災訓練、研修会等の活動を支援する制度の活用を促進します。
- 組織の活性化に向けた支援制度の活用を促進します。

③人材育成

- 市民との協働による津市民防災大学を開講し、地域の防災リーダー教育を推進します。
- 三重県防災コーディネーター、津市民防災大学の修了生など、地域の防災知識を有する人材バンクの登録制度を創設し、人材の有効活用を図ります。

④資機材の支援

- 共助の観点から、自主防災活動の活性化及び災害時における各種防災資機材、非常食等の整備を目的とした支援制度の活用を促進します。

(8) 予防力の強化

①建築物の耐震化

- 住宅の耐震化については、大規模地震からの被害を軽減する有効な方策であることから、木造住宅の耐震化が図れるよう、国と同様に、平成27年度末までに耐震化率90%を本市の目標値としており、その達成に向けて、地域で開催される防災学習会や防災訓練等を通じて市民の意識啓発を強く推進するとともに、無料相談会や訪問啓発事業を実施し、木造住宅無料耐震診断、耐震補強計画事業、補強事業、耐震シェルター設置事業などの支援制度の利用促進を図ります。
- 家具等転倒防止対策については、身近で取り組みやすい地震対策であることから、支援制度の充実を図りながら、その取組に係る周知・啓発を徹底します。
- 住宅以外の耐震化については、国の目標値として平成27年度までに多数の者が利用する施設の耐震化率を90%、また三重県においては平成27年度末までに県有及び市有の**特定建築物**について耐震化率を100%と設定しています。本市においては、平成27

特定建築物

病院、劇場、百貨店等多数の者が利用する建築物の他、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者が耐震診断及び必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならない建築物。

ライン関係機関等との連携を強化します。

- 災害対策本部が設置される本庁舎の非常用電源の確保や通信体制等の機能強化を進めます。
- 災害対策本部予備施設の準備運営体制の備えを強化します。

③津市防災会議の活性化

- 国、県及びライフライン関係機関をはじめとする各防災関係機関の代表者で構成する防災会議は、災害対策基本法の改正により、地域に係る防災に関する重要事項の審議並びに重要事項に関し市長に意見を述べることと規定されていることから、本市の災害対策の強化に向けて、定期的に防災会議を開催します。
- 老若男女すべての方が安心できる力強い防災対策を進めるため、女性委員の登用をはじめ、多様な視点からの意見を伺うための委員の参画を進めます。

④防災アドバイザーからの助言

- 高度の学識経験を有する者を津市防災アドバイザーに委嘱し、災害への事前対策や災害発生時の対応等について、専門的見地から助言を受け、災害対応力の向上につなげます。

(7) 自主防災力の強化

①組織強化

- 津市自主防災協議会や各支部が実施する防災訓練、研修会等の活動を支援します。
- 各地域の自主防災組織の活性化に向けて、地域で開催される防災学習会や防災訓練の開催を支援します。
- 女性や各世代の多様な意見を活動に反映させるため、活動への参画を促進します。

②活動支援

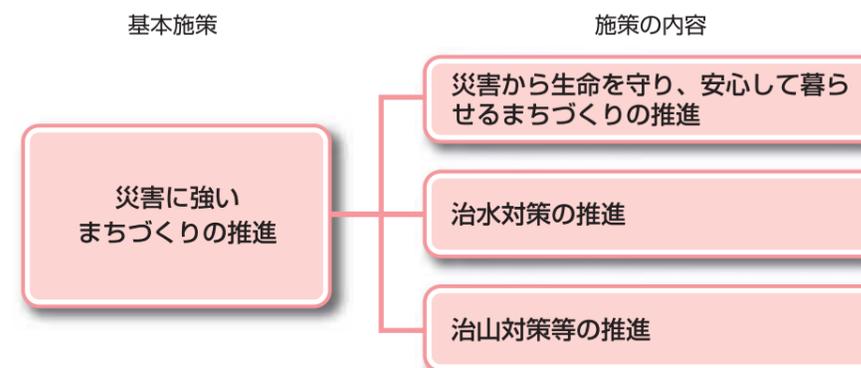
- 大規模地震や風水害等の災害に的確に対応するため、地域の実情に応じた避難計画の策定が必要であることから、津波浸水予測地域外においても、小学校区単位でのリーダー研修会を開催し、防災及び避難計画の作成支援を行います。

第2項 災害に強いまちづくりの推進

【現状と課題】

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災での甚大な被害を受け、地震・津波等の大規模災害についての市民の不安や関心が高まっています。
- 災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模災害からの被害を軽減するため、防災・減災の考えに基づいた都市の整備を行っていく必要があります。
- 治水対策の推進では、国や県が管理する河川や海岸堤防について、国や県に要望を行い、整備促進を図りました。特に、海岸堤防の促進については、地域住民の安全で安心した生活を確保するため、地震・津波・高潮等に対応した海岸堤防の早期整備を国・県に要望しており、国において、香良洲地区、津地区（贄崎工区）の整備が平成23年度までに完了し、平成23年度からは津地区（栗真町屋工区、阿漕浦・御殿場工区）が新たに事業着手されました。白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、今後、整備促進に向けた取組を進める必要があります。
- 市が行う治水対策として、準用河川をはじめ、幹線水路のしゅんせつや除草など、適正な維持管理に努めています。また、排水機場・ポンプ場等の既存雨水排水施設の管理を適切に行うとともに、施設整備を進めることにより、排水能力の向上を図り、浸水被害の低減に努めています。
- 治山対策の推進では、山地災害等の復旧について国や県に要望を行い、事業の推進に向け協力をしてきました。今後も自然災害の未然の防止等、三重県の治山事業の効率的かつ効果的な推進が図れるよう県との連携を深めるとともにさらなる取組を進める必要があります。

【施策の体系】



年度末までに特定建築物の耐震化率を90%、市有建築物のうち特定建築物である施設及び特定建築物に該当しないものの災害時に機能を維持する必要がある施設の耐震化率を100%としており、その達成に向けて耐震化を計画的に進めます。

②防災意識の啓発

- 防災・減災に関する意識の啓発を図るため、広報紙や市ホームページ、各種メディア、地域の防災学習会等を通じて防災に関する情報を提供します。
- 市民の防災意識の高揚を図るため、地域で開催される防災学習会や防災訓練の開催を支援します。
- 企業等における防災対策の取組を促進するため、防災研修会等の機会を通じ、周知啓発に努めます。

③防災教育

- 将来の地域防災を支える子どもたちと、家庭の防災意識の向上を図るため、防災こども教室を開催します。
- 地域防災力の向上を図るため、学校で行われる防災教育への支援を行います。



の二級河川の河川整備の進捗及び適切な維持管理を促進します。

- 津波被害が想定されている区域内においては、津波の遡上も考慮に入れた河川改修について、海岸整備事業と併せた一体的な整備の早期事業化を促進します。

④準用河川等の維持管理

- 準用河川や調整池の施設整備としゅんせつ、除草、修繕など、適切な維持管理を行います。

⑤雨水排水対策の推進

- 総合的な浸水対策事業（市内排水路、下水道雨水幹線、貯留槽の整備）を図るとともに、排水機場等の整備と適切な維持管理など雨水排水対策を進めます。

(3) 治山対策等の推進

①森林の公益性を重視した治山の推進

- 山地災害防止機能など森林の持つ公益的機能を保全し、土砂流出や地すべりの防止、下流域での水害を未然に防ぐ森林の保水力の維持など災害に強い森林づくりを促進します。

②山地災害危険地区対策の促進

- 三重県と共同で危険箇所の把握を行い、市民への周知を行います。
- 山地災害危険地区における土砂災害防止のための対策を促進します。

③砂防・急傾斜地崩壊対策の促進

- 三重県と共同で危険箇所の把握を行い、市民への周知を行います。
- 土砂災害から人命を守るため、三重県に対し砂防・急傾斜地崩壊対策事業を促進します。

④土砂災害防止対策の推進

- 土砂災害警戒区域の指定を推進するとともに、指定を受けた区域内において、土砂災害から市民の生命を守るため、災害情報の伝達や素早い避難が可能となるよう、警戒避難体制の整備を進めます。

【施策の内容】

(1) 災害から生命を守り、安心して暮らせるまちづくりの推進

①防災・減災の視点に立脚したまちづくりの推進

- 防災・減災の考え方にに基づき、災害に強いまちづくりを推進し、市民のいのちを守るため、常に防災・減災を意識した都市の整備を進めます。

②災害に強いまちの形成

- 密集市街地の改善や河川・海岸における堤防の耐震化など、災害に強い市街地の形成に向けた整備を促進します。
- 緊急車両の進入が可能な道路幅員の確保と、災害時に円滑な避難ができるよう、路肩のカラー舗装化による歩車道分離やソーラー照明灯^{*}の設置など、避難路として利用することができる道路の整備を推進します。
- 緊急的な避難場所として、周辺より高い道路等への避難階段を設置します。
- 夜間停電時の安全確保のため、ソーラー照明灯の設置を進めるなど、災害時の活用を考慮した公園整備を検討します。

(2) 治水対策の推進

①津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進

- 津松阪港海岸については、引き続き国による津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区の早期完成に向け、強く働きかけます。

②海岸堤防の整備促進

- 白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、早期事業化に向け、強く働きかけます。

③主要河川の整備及び維持管理の促進

- 国管理の雲出川・雲出古川・波瀬川の計画的な整備計画の進捗及び適切な維持管理を促進します。
- 県管理の相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川・穴倉川・美濃屋川）、岩田川水系（岩田川・三泗川）、志登茂川水系（志登茂川・横川）、田中川水系（田中川）、中ノ川水系（中ノ川）など

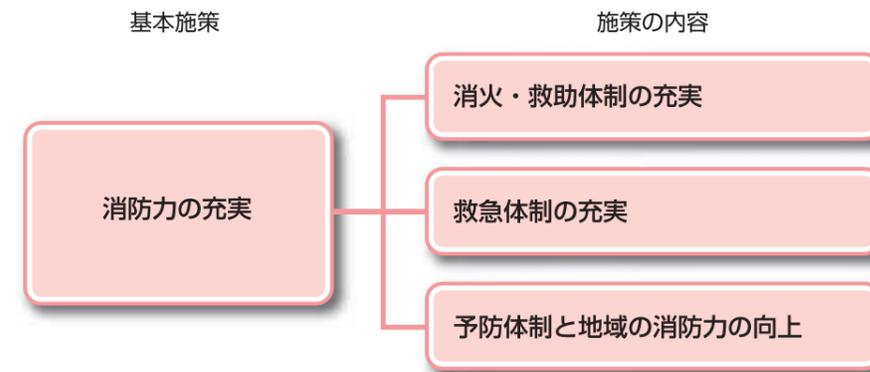
ソーラー照明灯
太陽光発電を電源に利用
する機能を備えた照明灯。

第3項 消防力の充実

【現状と課題】

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災での甚大な被害を目の当たりにし、巨大地震などの大規模自然災害への備えが喫緊の課題となっています。このため、救助活動の高度化、装備資機材の充実を図る必要があります。
- 火災の発生は減少傾向にありますが、本市は都市部と中山間部で構成されていることから、地域の実情に応じた消防技能や専門的知識を有する隊員を数多く養成するとともに、高機能な消防車両の導入や、各種消防資機材の充実を図る必要があります。
- 救急要請は、増加の一途をたどっており、救命措置についても年々高度化しています。このため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の増員など、救急体制の充実を図っています。一方、通報から現場到着や病院到着に要する時間、いわゆるレスポンスタイムが長くなっている傾向にあり、適切な搬送及び円滑な受入体制の構築が課題となっています。
- 救命率の向上には、現場に居合わせた人による応急手当が重要であり、市民への応急手当の知識と技術を普及する必要があります。
- 平成20年4月に津市消防防災指導センターを設置し、防火・防災思想の普及啓発を図ってきましたが、災害から市民を守るためには、総合的な防災力の強化を図る必要があります。また、地域の消防体制の要である消防団についても、団員の確保が年々難しくなっており、消防団に入団しやすい環境を整えるとともに、消防団の活性化を図る必要があります。
- 消防活動の拠点となる消防庁舎の中で、経年により老朽化、狭あい化が著しい施設について建て替えていく必要があります。また、消防車両や消防資機材についても、計画的に更新していく必要があります。
- 消防救急無線は、電波法関係審査基準の一部改正及び周波数割当計画の一部変更により、平成28年5月31日までにアナログ方式からデジタル方式に移行する必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 消火・救助体制の充実

① 消火・救助体制の充実

- 巨大地震等の大規模自然災害や、市街地形態等の社会情勢の変化に対応できるよう、高度救助隊の創設や車両、救助資機材の高度化等を推進します。
- 消防・救助隊員の高度な技術の向上や習得を推進します。
- 広域かつ複雑多様化する各種災害に対応するため、県内外消防本部などの関係機関との連携強化を推進します。

② 消防施設・車両の充実

- 消防庁舎の建て替えや消防車両・消防資機材の高機能化等により、消防力を計画的に強化します。

③ 通信指令システムの充実

- 消防救急無線については、移行期限までにデジタル化を実施するとともに、消防指令システムを更新し、消防におけるICT^{*}の高度化を推進します。

(2) 救急体制の充実

① 消防と医療機関等との連携推進

- 救急救命士が行う応急処置等の質を向上させるため、**メディカルコントロール体制**^{*}を充実するなど、医療機関との連携を強化します。

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。

メディカルコントロール体制

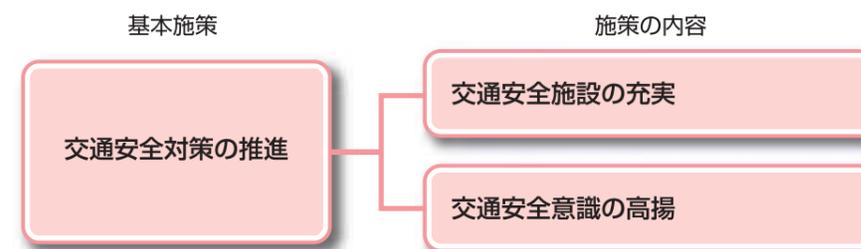
救命率向上を図るために、医学的観点から救急救命士が行う応急の知識や技能を維持・向上させる体制。

第4項 交通安全対策の推進

【現状と課題】

- 全国で通学中の児童を巻き込んだ交通事故が発生していることから、通学中の児童・生徒が安全に通学できる対策をとることが必要となっています。
- 交通安全施設の充実では、施設整備や放置自転車対策等により放置自転車数は減少していますが、一部の自転車等駐車場では収容台数を超えた自転車等が駐車されていることから、適正駐車のための対策をとることが必要となっています。
- 交通安全意識の高揚では、交通安全教育推進事業を実施し、市内の保育園・幼稚園児、小中学生、高齢者を対象として、津市交通教育プロバイダ（市民の交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図ることを目的に設置）による交通安全教室を開催することにより、正しい交通ルールや交通マナーの習得に取り組んでいます。
- 各種交通安全対策を実施しているものの、市内（津署及び津南署管内）の平成23年中に発生した人身事故発生件数は、1,717件（三重県警ホームページによる）であり、16名もの方が亡くなっている現状があることから、今後も引き続き、交通安全教室等による交通安全の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

【施策の体系】



- 円滑な搬送及び受入体制が構築できるように、医療機関等とのさらなる連携を推進します。

②救急業務高度化の推進

- 的確な災害対応を行うため、現場で活動する隊員の確保を優先するとともに救急救命士の養成を積極的に行います。
- 積極的に研修や訓練を実施し、救急隊員の知識、技術等を維持または向上させることにより、救急業務の高度化を推進します。

③市民への応急手当の普及

- 救急現場においては、早期の適切な応急手当が重要であることから、市民への応急手当の知識と技術の普及に向け、引き続き救命講習等を推進します。

③ 予防体制と地域の消防力の向上

①防火意識の高揚と地域の消防防災力の向上

- 消防防災指導センターにより、市民に対する消防防災に関する指導・啓発や初期消火訓練等の実践的な訓練指導を行い、地域の消防力の向上を推進します。
- 津市防火協会等の関係団体と連携し、市民・事業者の防火意識の向上を促進します。
- 事業者等に対する消防法令順守を推進し、適正な防火管理の徹底を推進するとともに、消防法令違反事業所等については、違反を是正するよう行政指導などを行い、火災発生を未然に防止します。

②消防団の充実

- 消防団員の確保や活動しやすい環境整備のために、消防団協力事業所表示制度や機能別団員制度等を活用した取組を行い、消防団の活性化を推進します。
- 各種災害に対応するための資機材を充実させるとともに、活動時における安全対策を強化します。
- 消防団員の災害対応力や資質向上を図るため、教養、訓練の充実や三重県消防学校への研修派遣等を推進します。

第5項 防犯対策の推進

【現状と課題】

- 地域の防犯力の向上を図るために、自治会等が行う防犯灯の設置を支援し、歩行者等の安全と犯罪の抑制を図っています。
- 防犯灯の設置に関しては、昨今のエネルギー供給量等を勘案し、省エネルギー化に対応した電灯を設置していく必要があります。
- 防犯対策の推進を図るため、平成18年7月に設置された津市防犯協会を中心に、市民の防犯意識向上のための啓発等を行うとともに、平成23年度に津市暴力団排除条例を制定し、暴力追放、生活安全の意識の高揚に取り組んできました。
- 全国各地で暴力団排除条例が制定され、市民への認知度は高まりつつあるものの、今後も継続して、暴力追放を推進することにより、本市からあらゆる暴力を排除して、平和で明るい社会を築いていく必要があります。



【施策の内容】

(1) 交通安全施設の充実

①交通安全施設の整備

- 公安委員会、教育委員会、地元自治会等と連携して、交通事故多発箇所や危険箇所を把握し、交通安全施設の更新や整備を推進するとともに、小中学生などの通学路の安全性の確保につなげます。

②放置自転車対策の推進

- 自転車等放置禁止区域を新たに指定するなどの見直しを図り、周知に努めるとともに、引き続き放置を防止することに努め、また、街頭での啓発活動を通じ、自転車利用者のモラル向上をめざします。
- 鉄道関係者などの協力を得ながら、主要駅周辺における公共自転車等駐車場の整備を含めた管理・運営を見直します。

(2) 交通安全意識の高揚

①交通安全に対する意識の啓発

- 関係機関・団体と協力し、街頭啓発活動などにより交通安全運動の周知に取り組みます。
- 御殿場・阿漕浦海岸において海岸堤防の整備が計画されていることから、交通遊園施設の今後の方向性について検討を行い、検討結果に基づいた施策を推進します。

②交通安全教育の充実

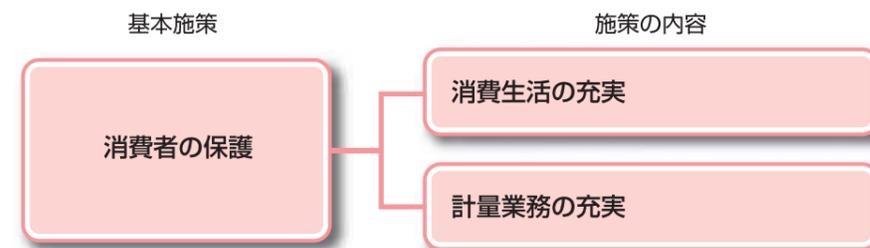
- 交通安全父母の会連絡協議会について、活動の活性化に向けた取組を進めます。
- 交通教育プロバイダによる市内の保育園・幼稚園児、小中学生や高齢者を対象とした交通安全教室を充実します。

第6項 消費者の保護

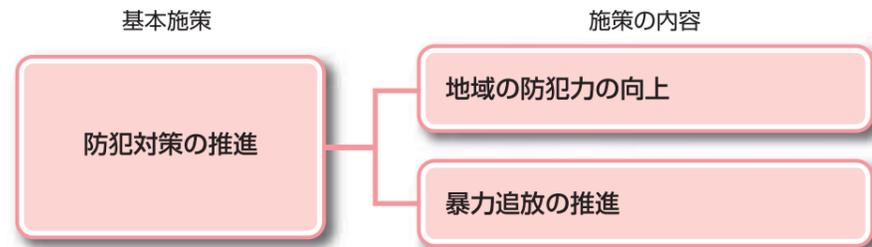
【現状と課題】

- 平成19年1月に津市消費生活センターを開設し、同センターにおいて相談業務を行うことにより、消費者保護の観点から多様化する悪質商法や多重債務問題、契約に関するトラブルなど、さまざまな消費生活相談に対応するとともに、広報津等を通じて、広く市民にPRしています。
- しかし、悪質商法等が多様化し、市民の相談件数も増加傾向にあることから、他の機関との連携を密にしていくとともに、さらに啓発活動を推進していくことが必要です。
- 計量業務の充実では、消費者の保護を目的として、計量法の規定に基づき、定期的に計量検査を行っていますが、事業所における計量器を把握するための取組や、民間活力の活用も視野に入れ、より効率的な執行体制のあり方を検討する必要があります。

【施策の体系】



【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 地域の防犯力の向上

① 犯罪に遭わないまちづくりの推進

- 将来にわたって、市民が犯罪に遭わないで暮らすことができるよう、犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的・計画的に推進します。
- 犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを推進するため、自治会等への防犯灯の設置補助を行うとともに、防犯灯の設置に当たっては、消費電力の軽減など、環境に配慮した防犯灯の設置を促進します。
- 市道等における交通安全、犯罪防止を図るため、集落間防犯灯の整備を推進します。

② 防犯意識の啓発

- 津市防犯協会と連携し、市民に対する啓発活動等を展開します。

③ 地域防犯活動の充実

- 地域でパトロールなどを行う地域防犯団体の結成・活動を支援します。

(2) 暴力追放の推進

- 市民や各種団体・関係機関との連携強化や、暴力追放津市民会議と共に市民への啓発活動の充実や津市暴力団排除条例の広報啓発活動など、暴力追放へ向けた取組を推進します。

2-2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

第1項 健康づくりの推進

【現状と課題】

- 本市では、糖尿病、脳血管疾患による死亡は特に男性で増加傾向にあり、県平均に比べ高い状況にあり、高血圧や糖尿病などの**生活習慣病**による受診が上位を占めており、生活習慣病の予防が重要になります。生活習慣病は毎日の暮らし方、中でも運動不足や偏った食生活、寝る時刻が遅いなど生活リズムの乱れ等が生活習慣病の原因となっています。
- 経済状況の低迷に伴い低所得世帯が増加しており、子育て中の親等への経済的負担が増えつつあります。また、核家族世帯が増加する中で、個人のプライバシーを優先するあまり、地域の中で孤立し、親の精神的負担が増大しています。
- がんによる死亡が男女共に1位を占めており、特に男性は女性の2倍以上になります。また、近年、女性特有のがんは特に発症する年齢が若く、本人はもちろん家族や社会に与える影響が大きくなります。
- 本市の各種がん検診受診状況は増加傾向にあるものの国の目標とする50%には至っていません。各種健康診査等を行うことにより、疾病の早期発見と早期治療につなげるとともに、健康教室や健康相談を開催することにより、自らの健康管理意識を高め、生活習慣病を予防し健康づくり等に関する情報提供及び生活習慣の改善に努めています。
- 親子に対しては、訪問指導、健康診査等で子育てや発育発達の不安等を早期にとらえ、継続した支援を行うことにより、親子が健やかに過ごせるよう働きかけています。
- こころの健康づくりでは、健康教室や健康相談を通して、うつ病・ストレス解消等に関する情報提供に努めたほか、保健師による電話相談や窓口相談と、精神科医によるこころの健康相談を実施し相談体制の充実に努めています。
- 自殺対策としては、自殺対策庁内連絡会議を開催し情報共有を図るとともに人材育成に努め、自殺に対しての市民の理解が得られるよう啓発に努めます。
- 健康づくり運動を推進するために、**ヘルスボランティア**の養成と活動

生活習慣病

心臓病・高血圧症・糖尿病・がん・脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣の積み重ねによって引き起こされると考えられる病気。

ヘルスボランティア

健康づくりを推進するために、地域でボランティアとして活動する母子保健推進員、健康づくり推進員、食生活改善推進員の総称。

【施策の内容】

(1) 消費生活の充実

①消費者への意識啓発

- 広報紙やリーフレット等を活用し、悪質商法の手口等の情報を提供します。
- 啓発物品の配布による消費生活センターの周知や出前講座による啓発を行います。

②消費者相談の充実

- 全国消費生活情報ネットワーク・システム（パイオネット）を活用するなど、国や三重県と連携し、消費生活に関するトラブルや関連情報の収集・発信を推進します。
- 専門の消費生活相談員の研修を通じて、年々巧妙化、悪質化する消費者問題への相談体制を充実します。

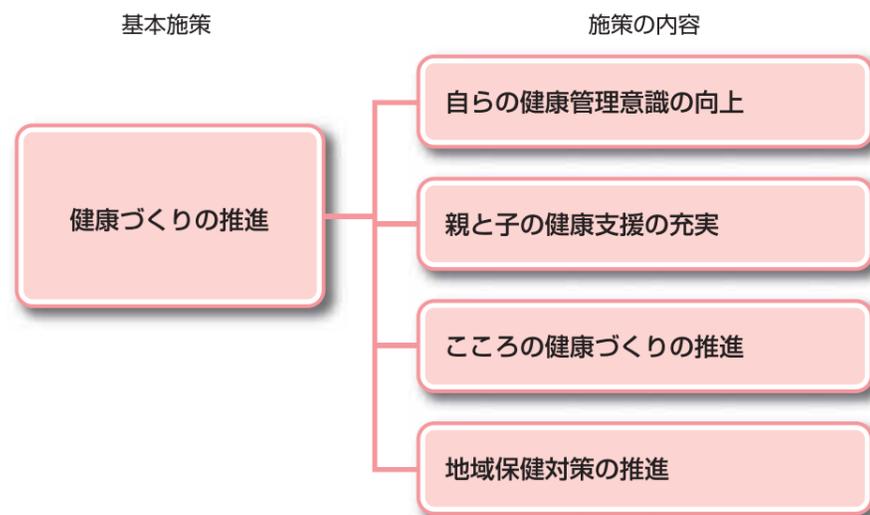
(2) 計量業務の充実

- 商品量目立入検査や特定計量器の定期検査を実施し、販売における適正な計量の啓発を行います。
- 事業者へ各種立入検査を行い、適正な計量の実施の働きかけを行います。
- 計量業務について、民間活力の導入など、計量業務の効率的な実施を進めます。



支援を通じ、地域における市民主体の健康づくりを促進しています。ヘルスボランティアがない地区の解消を図り、人とのつながりが持てるような取組を市民と共に進めていく必要があります。また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守り、継続的な支援を行う人材を確保し、親子の状況に応じたきめ細かな関わりをしていく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 自らの健康管理意識の向上

①各種健(検)診事業の推進

- 健康診査、がん検診等の受診や継続した受診が行いやすい体制の整備を進めます。
- 健康診査、がん検診等に関する普及啓発を行います。
- 健康診査、がん検診等の結果を踏まえた精密検査受診へのわかりやすい説明を行い、不安が軽減される受診勧奨を行います。

②市民への健康教育・健康相談・保健指導の充実

- 糖尿病等の生活習慣病予防のために、望ましい生活習慣に関する知識や実践法の情報提供を行います。
- 一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、生活習慣病予防のための健康管理が行えるよう、各種健康教室、健康相談、保健指導体制を充実します。
- たばこの害についての啓発と公共施設の受動喫煙^{*}防止を進めます。

③予防接種による疾病予防の推進

- 予防接種を勧奨し、予防接種による疾病予防を推進します。

(2) 親と子の健康支援の充実

①妊娠期からの子育て支援の充実

- 次代を担う子どもたちの心身の健やかな成長を促すため、母子健康手帳の交付から訪問・健診・相談等での子育て支援体制を充実します。

②訪問指導・健康相談・乳幼児健診等の充実

- 発達の支援が必要な親子に対し適切な支援が行えるよう、赤ちゃん訪問・乳幼児健康相談・乳幼児健診等を充実します。
- 子どもの頃から健康的な生活習慣を身につけ、成人後も継続した健康管理ができるような取組を進めます。
- 保護者の相談窓口として保健センターの役割を周知します。

③安心して子育てができる連携体制の充実

- 安心して子育てができる環境を整備するため、地域での連携（人の輪）と情報の共有ができる体制整備を進めます。

(3) こころの健康づくりの推進

①こころの健康づくりの啓発

- こころの健康やストレス解消法を見つけていけるように啓発を進めます。
- こころの健康に関する講座等の開催により、情報提供や知識の普及を進めます。

②相談体制の充実

- 地域のつながりを重視し、相談できる場づくりを進めます。
- こころのSOSを発信している人に対し、地域での気付きと見守りを推進します。
- 心の悩みのサインに気付き、適切な対応ができるよう、相談に携わる人材の育成を行います。

受動喫煙
室内またはそれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

第2項 地域医療の推進

【現状と課題】

- 日常的な医療環境の充実では、広報津等を通じて、かかりつけ医の啓発に努めましたが、今後は、訪問診療や訪問看護を含めた**在宅医療**^{*}について、医師会が主体となり在宅医療体制の充実を図っていくとともに、保健・医療・福祉機関とのより一層の連携を進めていく必要があります。
- 死亡者数は年々増加し、平成42年の予測死亡者数は現在の1.4倍程度になると見込まれ、高齢者が終末期を病院で過ごすことが困難な場合が予測されることから、在宅医療の体制づくりが課題となっています。
- 本市には高度な医療を提供する三重大学医学部附属病院や国立病院機構三重中央医療センターをはじめ一般病院、一般診療所など多くの医療機関があります。しかし、中山間地域においては医療機関が不足しており、安心して暮らしていける地域医療体制を確立していく必要があります。このため、三重大学、三重県、医師会や関係医療機関などと連携を図り、日常的な医療の確保、充実に向けた協議を進めていく必要があります。
- 救急医療体制の整備では、津市休日応急・夜間こども応急クリニック、津市久居休日応急診療所、津市夜間成人応急診療所の3つの診療所を設置・運営し、休日、毎夜間において急病に対応する応急診療を行うなど、毎年1万人以上の初期救急患者の受入体制の充実に努めています。
- 救急医療事業において、**初期救急**^{*}から**二次救急**^{*}までの救急医療体制を整えるための調整等を行いました。二次救急医療体制については、市内10病院の輪番制により体制の整備を図っています。平成22年度から遠隔画像診断システムの導入や医師派遣事業を実施し、今まで以上に安全で安心して暮らせる救急医療体制の構築に努めています。
- 搬送先医療機関の選定では困難となる事案が今なお多く見られることから、早急にその改善に努める必要があります。また、平成22年6月に**三次救急**^{*}として三重大学医学部附属病院に救命救急センターが設置され、充実が図られたところです。今後、救急医療体制の総合的な見直しを検討していくため、救命救急センターとの協力連携のもと、関係機関と調整を行っていく必要があります。

在宅医療
患者の自宅で医療を行うこと。

初期救急
入院治療の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者に対応する救急医療。

二次救急
入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。

三次救急
初期救急や二次救急では対応できない複数診療科にわたる処置が必要、または重篤な患者に対応する救急医療。

(4) 地域保健対策の推進

①地域保健体制の構築

- 豊かな人生の実現をめざして、**ヘルスプロモーション**^{*}の基本理念を踏まえ、地域保健体制を構築するとともに、体制の強化を進めます。
- 津市健康づくり推進懇話会による健康づくり計画の推進や進行管理を行います。
- 保健、医療、教育機関や地域の団体など各関係団体と健康課題を共有し、お互いの役割を認め合いながら、協働して健康づくりの取組を進めます。
- 市民自らが、適正体重や**至適血圧**^{*}について理解し、維持できるようにイベント、広報津などで健康的な生活習慣について啓発し、市民主体の健康づくり活動を支援します。
- ヘルスボランティアの養成講座等を実施し、地域のつながりを大切にした健康づくりを進めます。
- 地域に応じて、自主的な健康づくり活動の活性化やヘルスボランティアをはじめとする健康づくり団体同士の交流を支援します。
- 地域の健康づくりを仲間と共に進めていくことができるよう、ヘルスボランティアの活動を周知します。
- 健康づくり事業を通じて人とのつながりをつくるきっかけとなる機会を提供します。

②保健・医療・福祉の連携強化

- 保健・医療・福祉の連携体制を構築します。
- 保健所等の県の機関との連携を進めます。

③健康危機管理体制の強化

- **健康危機管理**^{*}に対する住民の理解を促進するために情報提供や知識の普及を進めます。
- 情報の集約と共有のできる体制づくりを進めます。

④久居保健センターの移転整備

- 久居保健センターを移転整備します。

ヘルスプロモーション
1986年WHO(世界保健機構)のオタワ憲章で提唱された概念で、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス。

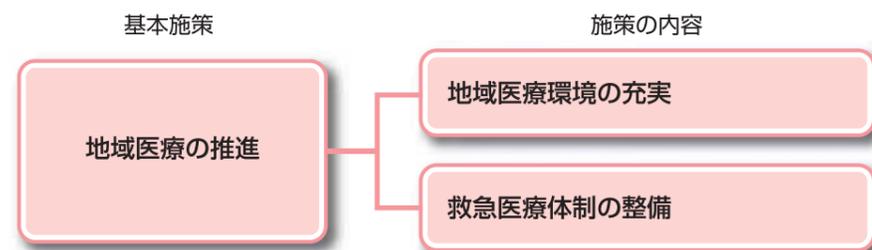
至適血圧

最高(収縮期)血圧120mmHg、最低(拡張期)血圧80mmHg 未満の血圧で脳卒中が起りにくいとされている血圧。

健康危機管理

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 地域医療環境の充実

① 地域医療推進体制の強化

- 地域住民が必要とする疾病予防や疾病治療などの医療（地域医療）が切れ目なく提供される環境を充実するため、保健・医療・福祉の関係機関との連携のもと、総合的に地域医療を推進します。

② かかりつけ医等の普及

- 日常の健康管理と大学病院等の高次医療機関との病診連携を進めるため、市民一人ひとりにかかりつけの医院・歯科医院、薬局を持つように啓発を行います。

③ 在宅医療体制の充実

- 日常的な通院に支障のある市民に対して、在宅医療に関する医療機関の情報提供を行うとともに、保健・医療・福祉の連携を深めながら、訪問診療や訪問看護をはじめとする在宅医療体制の充実を促進します。

④ 地域医療学講座への支援及び講座を踏まえた取組の推進

- 三重大学、三重県及び県立一志病院等との連携のもと、地域医療における医療体制の調査、研究をはじめ、救急医療の方策の研究などを支援し、研究結果を踏まえた取組を進めます。

(2) 救急医療体制の整備

① 総合的な救急医療体制の構築

- 成人を対象とした休日・夜間応急診療所の機能を充実した上で、恒久施設として整備するなど、初期救急医療体制の整備を進めます。
- 子どもを対象とした休日・夜間応急診療所については、より安心して受診できる診療体制の整備を進めます。
- 現在編成されている輪番制の体制等について検討を行うなど、二次救急医療体制を充実します。
- 三次救急医療機関である三重大学医学部附属病院に設置された救命救急センターと連携を強化し、救急医療体制を充実します。
- 三重県ドクターヘリを有効に活用し、市民の救命率の向上を図り、市民の安全安心につなげます。

② 救急医療体制の構築に向けた啓発活動の推進

- 市民をはじめ社会全体が救急医療の実態を正しく認識し、互いに協力して取り組むことができるよう、救急医療体制の現状や課題について市民等への情報提供を通じて意識啓発を行います。
- 引き続き三重県救急医療情報システムの活用を推進します。



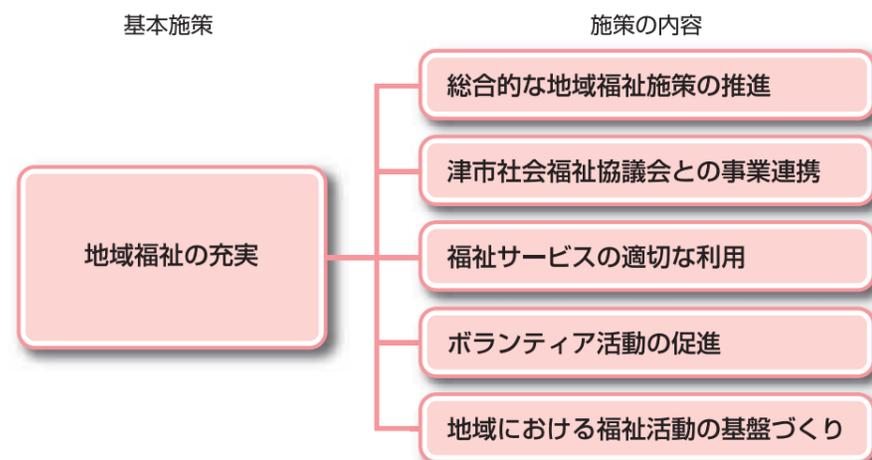
2-3 地域福祉社会の形成

第1項 地域福祉の充実

【現状と課題】

- 地域福祉を充実させるためには、市民の目線に立った地域福祉施策を総合的に推進する必要があります。
- ボランティアの育成のために、津市社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の啓発や育成を支援していますが、地域福祉施策全般において連携を強化し、さらなる事業展開を図る必要があります。
- 地域における福祉活動を充実するために、市と連携して地域における福祉活動の中心的な役割を担う津市社会福祉協議会への運営支援を行うとともに、地域福祉の充実に欠かせない民生委員・児童委員に対する活動支援等を行っています。
- 地域での懇談会や策定委員会等を重ねて、平成21年12月に地域福祉計画を策定しました。また、平成22年度には、地域で活動する団体の活動事例をまとめた「地域福祉活動事例集」を発行するとともに、地域福祉計画推進委員会を設置し、計画の進捗状況などを検証しながら地域福祉を総合的に推進しています。
- 地域福祉の充実を図るためには、地域特性に応じた福祉活動が住民の手によって自主的に行えるよう、地域福祉活動団体との情報共有や支援を通じ、支えあい体制づくりの構築など地域における福祉活動の基盤づくりを推進していく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 総合的な地域福祉施策の推進

- 地域住民の目線に立った地域福祉施策をより効果的に実施するため、地域福祉計画推進委員会の意見等も広く聴きながら計画的に推進します。

(2) 津市社会福祉協議会との事業連携

① 津市社会福祉協議会の運営支援

- 市民ニーズに応えられる地域福祉事業の推進を図るため、地域特性に応じた福祉活動を展開する中心的な役割を担う津市社会福祉協議会の運営を支援し、福祉分野における事業連携を推進します。

② 地域福祉活動計画との連携

- 地域福祉の問題点や課題を共有し、同じ目的に向かって地域福祉事業を推進するため、津市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」と相互の連携を強化します。

③ 地域福祉推進事業への参画

- 津市社会福祉協議会が主催する地域福祉推進イベント・研修会等に参画し、目的意識と情報を共有します。

(3) 福祉サービスの適切な利用

① 民生委員・児童委員活動の推進

- 地域における身近な福祉の相談窓口として、市民の立場に立った相談や援助、関係機関との連携を担う民生委員・児童委員活動を支援します。

② 福祉施策に対する情報の提供

- 広報津、市ホームページへの掲載をはじめ、パンフレット作成、民生委員・児童委員を通じた対象者への周知など、効率的な情報提供を行います。

③ 福祉相談体制の充実

- 福祉分野の専門知識を有する職員を配置するとともに、職員研修に努め、市民目線に立った相談体制を充実します。

第2項 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

- 本市の高齢者数及び高齢化率は、平成24年の70,462人、約25.0%から平成29年の約78,000人、約28.0%まで上昇すると予想されています。
- 高齢者人口の増加とともに、認知症高齢者が増加することが予測されています。認知症の対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、認知症高齢者や家族への支援等を通して、医療と介護の連携をはじめ、地域や職域等さまざまな関係機関と連携・協力による総合的かつ継続的な支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。
- 要支援・要介護認定者の数は、平成24年の14,241人から平成29年には約15,000人に増加する見込みであり、それに伴いサービスの必要量も増加することが予想されています。
- 超高齢社会に対応できる基盤整備により、高齢者が生きがいを持ち、安心して生活することができる地域づくりを構築する必要があります。
- 高齢者人口の増加をはじめ、厳しさを増す社会情勢を反映し、高齢者やその家族のニーズも複雑・多様化してきており、さらに、充実した身近な地域における見守りや支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。
- 住民参加サービス等の担い手として、生活・介護支援サポーターを養成しています。また、サポーターが安心して養成後の活動ができるように、高齢者の在宅福祉・生活支援の仕組づくりに取り組んでいます。
- 市内9箇所に**地域包括支援センター**^{*}を設置し、高齢者に関して気軽に相談できる総合的な窓口の整備を行っています。また、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、高齢者の状態の変化に対応して、適切なサービスが受けられるよう、包括的・継続的マネジメント支援を行っています。
- 介護予防、自立支援、生きがい活動支援を目的に、閉じこもりや要介護状態への進行を防止するための事業や社会参加、交流を図る事業などさまざまな事業を実施しています。
- 要介護高齢者の自立支援では、在宅ケアの充実を図るとともに、地域密着型サービス等を活用することにより、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、**地域包括ケアシステム**^{*}の体制づくりに取り組んでいく必要があります。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて、一体的、体系的に提供する仕組。

- 津市社会福祉協議会が実施している各種相談事業との連携を進めます。

(4) ボランティア活動の促進

①ボランティア活動の啓発

- ボランティア活動の必要性を広く市民に啓発するため、津市社会福祉協議会の「社協だより」の発行やボランティア啓発イベントを支援します。

②ボランティアの育成

- 地域福祉活動を相互調整するボランティアの育成を推進するため、津市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター事業を支援します。
- ボランティア活動に対する認識を広めるため、津市社会福祉協議会と連携して小学校・中学校などにおける福祉教育を推進します。

(5) 地域における福祉活動の基盤づくり

①福祉活動の情報共有

- 地域における福祉活動の情報を共有するため、各地域で実施されている地域福祉活動を紹介した「地域福祉活動事例集」を作成し、地域活動団体等へ配布します。

②福祉活動団体への支援

- 地域特性に応じた福祉活動を住民の手によって行う地区社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図るとともに、津市社会福祉協議会を通じて支援します。

③安全で安心できる福祉活動の推進

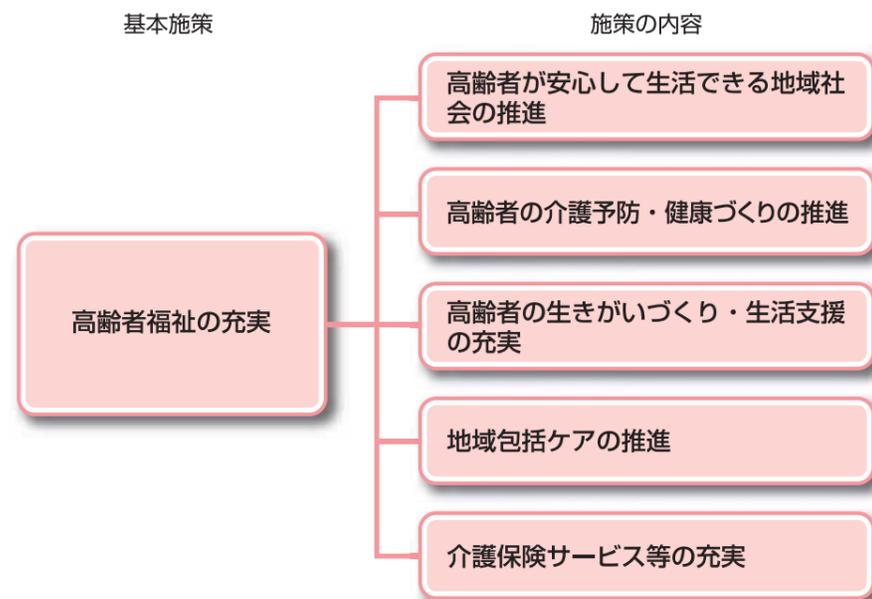
- 日本赤十字社による各種講習会の啓発や講師派遣を支援し、安全で安心できる福祉活動が日常的に行えるよう取り組みます。

④支えあい体制づくりの構築

- 高齢者や障がい者(児)等の要援護者に係る適切な情報を把握し、民生委員・児童委員や地域支援者等との間で情報の共有を図りながら、地域における支えあい体制づくりの構築を進めるとともに、災害時における迅速な対応を図るため災害時要援護者登録制度を推進します。

- 要介護高齢者の増加に伴い介護保険給付費が増大しています。介護保険給付費は介護保険料にも大きな影響を及ぼすことから、抑制に向けた対策が重要となっています。
- 高齢社会の進行により、介護保険施設への入所希望者が増加しており、入所待機者の解消は喫緊の課題となっています。今後も引き続き待機者の把握に努めるとともに、市民ニーズに対応した住まいの多様な選択ができるよう、適切な施設整備を推進していく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 高齢者が安心して生活できる地域社会の推進

- 高齢者が住み慣れた地域の中で、穏やかに暮らすことができるよう、健康で生きがいを持ち、それぞれの状況に応じた適切なサービスや支援を受けながら、自立した生活を安心して送れるように、地域が一体となって支える地域社会の構築を推進します。

(2) 高齢者の介護予防・健康づくりの推進

- 高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防教室や元気アップ教室、認知症予防教室の開催、認知症サポーターの積極的な活用など介護予防サービスの充実を図るとともに、地域と医療・介護・

福祉等関係機関と一体となった介護予防活動を推進します。

- 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう認知症地域支援推進員を中心として、医療と介護の連携強化や高齢者を支える家族が仲間づくりを通じて、介護の悩みなどを話し合う交流会や介護の負担が少しでも軽くなることを目的とした家族教室の開催など、認知症高齢者の支援づくりの体制を継続的に支援します。

(3) 高齢者の生きがいづくり・生活支援の充実

- 生活・介護支援サポーターによる定期的な訪問や電話による話し相手、簡易な生活支援、また地域の方々と気軽に集いふれあえるサロンへの参加などのサービスを高齢者が気軽に受けられるよう、生活・介護支援サポーターのさらなる養成を行うとともに、生活・介護支援サポーターが活動しやすい仕組みづくりや支援を行います。
- 地域でのふれあいを通じて、誰もが安心して、健康で、生きがいを持って暮らしていける地域づくりをめざして、地域で暮らす高齢者や子育て中の親子、障がい者等を対象に、世代を超えた交流の場づくりを促進します。
- 金銭管理や財産管理に不安のある高齢者の権利と財産を守り、支援するため、**成年後見制度**や**地域福祉権利擁護事業**の周知を行うとともに、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実に取り組みます。
- 高齢者の生きがいづくりや健康づくりを図るため、敬老事業などの地域交流事業の充実を図るとともに、高齢者が仕事や趣味などに意欲的・積極的に社会参加できるよう、老人クラブ連合会及び老人クラブ等の地域支援活動の活性化に取り組みます。
- 津市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会などの福祉関係団体との連携により、老人クラブ連合会及び老人クラブ等の組織強化に取り組みます。
- 高齢者の豊かな経験や技能を活用し、就業機会や受注業務の拡大を図り、働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献できるよう、シルバー人材センターの機能充実に向け支援を行います。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人を法的に保護するための制度。

地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分なため、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行う事業。

付費自体の抑制につなげます。

- 介護給付費の適正化を目的とした取組についても引き続き進め、介護保険財政の健全な運営に取り組みます。
- 要介護認定については、さらなる認定調査の公平・公正性の確保のため、認定調査を委託している津市社会福祉協議会との情報共有の強化及び認定調査員に対する研修の充実による資質の向上に努めるとともに、認定審査会委員に対しても、意見交換や情報交換の強化及び研修の充実に取り組みます。



(4) 地域包括ケアの推進

- 個々の高齢者の課題の把握、問題の解決を推進する多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を行います。また、**ケアマネジメント**支援の観点から、地域包括支援センターが主体となって、さまざまな専門職やインフォーマルサービスの担い手等により構成される**地域ケア**会議を実施し、効果的な地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- 健康づくり、医療サービス、在宅ケア及びリハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを関係機関が連携・協力して、地域住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供できる、地域包括ケアシステムの体制づくりに取り組みます。

(5) 介護保険サービス等の充実

①介護保険サービス等の充実

- 要介護高齢者が、在宅での介護保険サービスを必要とした場合に備え、適切な介護保険サービスが提供できるように取り組みます。
- 在宅ケアの充実に向けた、定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめとする地域密着型サービス等の導入による、単身や重度要介護者の在宅での生活の支援や、地域包括ケアシステムによる支援と介護老人保健施設の整備により、在宅復帰、在宅療養支援に取り組みます。
- 介護保険サービスの利用に加え、家族介護支援事業等の活用により在宅で介護を行う家族の身体的、経済的な負担の軽減を図っていきます。
- 常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護高齢者に対する介護老人福祉施設や医療の面をより重視した介護老人保健施設、また、在宅生活が困難な要介護高齢者に対する特定施設入居者生活介護のほか、要介護状態になる前から安心して老後の生活を営むための有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など、要介護・要支援の度合いや高齢者、その家族のニーズに応じて、多様な施設や住まい、サービスの選択が可能となるよう取り組みます。

②介護保険制度の適正運用

- 高齢者の介護予防・健康づくりなどに積極的に取り組み、介護給

ケアマネジメント

要介護または要支援のサービス利用者がその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護（予防）サービス計画を作成し、事業者や施設との連絡・調整を行う一連の活動。

地域ケア

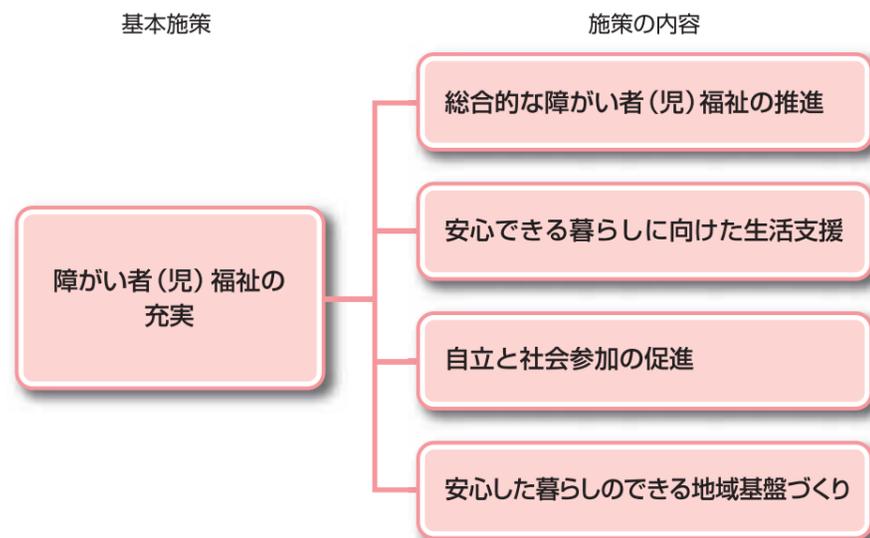
地域に住んでいる誰もが、住み慣れた土地でさまざまな福祉サービスを受けられ、安心して老後を過ごすことができる環境。

第3項 障がい者(児)福祉の充実

【現状と課題】

- 総合的な障がい者(児)福祉の推進では、津市障がい者計画の基本目標の実現のため、平成20年度に津市地域自立支援協議会を設置し、ワーキンググループ^{*}で議論を深めていく中で、福祉、就労、保健医療等の課題における解決策の検討、関係機関の情報共有及び連携強化に努めています。
- 安心できる暮らしに向けた生活支援では、補装具費や手当等の給付、医療費の助成を行い、障がい者(児)やその家族の経済的、精神的負担の軽減を図りました。また、相談体制を充実させるため、平成21年9月に津市障がい者相談支援センターを開設し、障がい者(児)やその保護者等から幅広く相談を受けるなど、障がい者(児)への支援を行っています。
- グループホーム及びケアホームの設置を促進するとともに、既設のグループホーム等の定員増加等を促進することにより、居住の場等の確保を図っています。
- 自立と社会参加の促進では、訓練等給付事業を実施し、就労移行支援や就労継続支援を行っています。
- 障がい者(児)一人ひとりのニーズが高まる中で、ライフステージ^{*}ごとの支援体制をどのように構築していくかが課題となっています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 総合的な障がい者(児)福祉の推進

①障がい者(児)福祉の計画的な推進

- 障がいについての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいの有無にかかわらず市民、関係団体、福祉サービス事業者、企業、行政などがそれぞれの役割を果たしながら互いに連携、協力し取り組むことによって、障がい者(児)を支援する環境づくりを計画的に推進します。
- 障がい者(児)福祉に係る効果的な推進をめざし、津市地域自立支援協議会、関係団体、関係機関と協働した取組を進めます。

②相談体制の充実

- 障がい者(児)一人ひとりのニーズに対応した相談体制をより一層充実させるため、津市障がい者相談支援センターの機能強化を行い、相談体制を充実します。

③新たな障がい者(児)福祉制度への対応

- 国の制度変更等に対し、障がい福祉サービスの利用者や事業者への適切な対応を行います。

(2) 安心できる暮らしに向けた生活支援

①ライフステージごとの支援体制の構築

- 障がい者(児)の年齢や障がいの種類・程度等にかかわらず途切れない支援を充実します。
- 障がい者(児)が地域で暮らすための基盤確保を図るため、グループホームやケアホームの住環境の整備を支援します。

②障がい者(児)の生活支援の充実

- 障がい者(児)が地域で自立し、豊かな生活を送るために、利用者の個別のニーズに対応した障がい福祉サービスの支給や各種手当、補装具・日常生活用具の給付等の生活支援を行います。
- 障がい者(児)の医療費負担を軽減し、安定した生活を送るために医療費の助成を行います。

第4項 子育て・子育て支援の推進

【現状と課題】

- 平成21年度に津市次世代育成支援行動計画を策定し、子ども自身の支援、家庭の支援、地域の支援等について、行政・子育てに関わる団体・事業者等が協働、連携して取り組んでいます。
- 子育て家庭の支援については、ファミリー・サポート・センター事業をはじめとする育児援助事業を行うほか、親子の愛着形成、親同士の交流及び子育ての孤立防止等を図る子育て広場の充実を図っています。
- 保育内容・保育環境の充実では、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業等の特別保育事業を実施することにより、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境の整備に努めています。また、保育所入所希望者の増加による待機児童の解消が課題となっています。
- 保育ニーズの高まりのなかで、子育て環境の充実のために国が整備した、子ども・子育て関連3法の内容やその施策の動向を踏まえながら、本市の状況に応じた幼保一体化等の取組を進める必要があります。
- 子どもを育む環境の整備では、子どもたちが心豊かに育つことができるようさまざまな体験ができる場として、元気っ津まつりの開催や地域活動の活発化を促進しています。一方、子育ての経済的負担の軽減を図るため、手当の支給や子ども、妊産婦に対し医療費の助成を行っています。
- さまざまな障がいのある子どもへの対応に努めるため、療育センターでは機能訓練事業を充実し、**体幹機能障がい**^{*}等を有する児童やその保護者の支援を行っています。また、子育て相談、子どもの発達相談など、さまざまな相談に対応するとともに、児童虐待には、家庭の実情に応じたきめ細かい支援を行い、早期発見、未然防止に努めています。
- 子育てについての価値観の変化、家族形態・就労形態・生活様式など子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子ども自身の育ちや子育ての支援において、きめ細かく、途切れのない支援に努める必要があります。

体幹機能障がい
体幹（頸部、胸部、腹部、腰部）の機能障害により、体位の保持等に困難が生じること。

③障がい者（児）の権利擁護

- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の啓発を行います。
- 相談員の研修を実施するなど、相談体制の充実を図ります。
- 障がい者（児）に対する虐待の防止については、関係機関の相談体制及びネットワーク体制を構築し、早期発見に取り組み、それに伴う障がい者（児）及び養護者への支援等を充実します。

(3) 自立と社会参加の促進

①障がい者雇用の促進

- 福祉施設利用者に対して、さまざまな訓練や支援を通じて社会参加のきっかけをつくります。
- スムーズな社会参加が可能となるよう、適切な就労支援を行います。
- 津市地域自立支援協議会による雇用促進の啓発を行います。
- 働く意欲のある障がい者がその能力を十分発揮できるよう、ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、民間企業への働きかけを強化し、雇用就労を推進します。

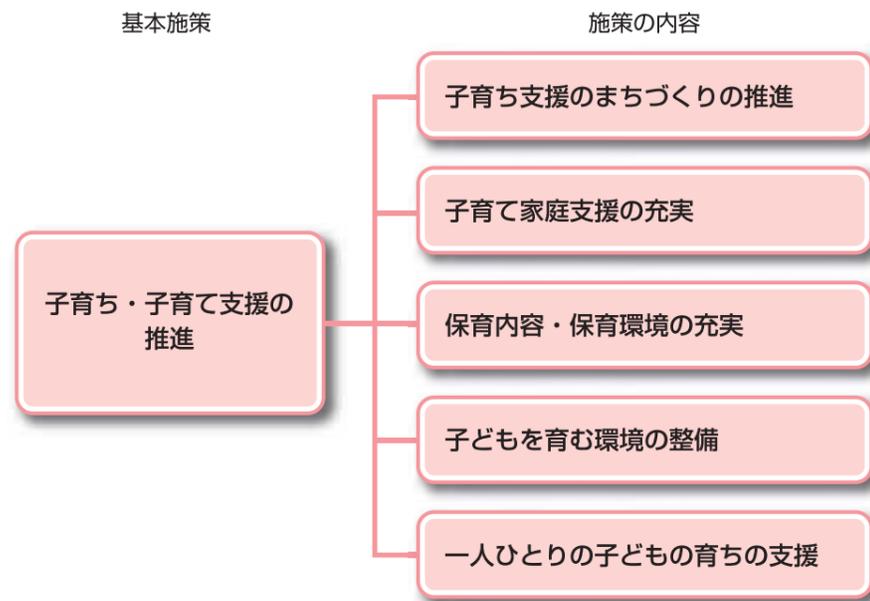
②コミュニケーション・社会参加支援

- 障がい者（児）の社会参加を促進するために、移動支援サービスなどの外出支援や手話通訳者及び要約筆記者の派遣によるコミュニケーション支援を行います。

(4) 安心した暮らしのできる地域基盤づくり

- 公共施設をはじめ民間建築物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するなど、暮らしやすい生活環境の整備に取り組みます。
- 障がいに関する市民活動を支援し、障がい者（児）が暮らしやすい地域づくりを進めます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 子育て支援のまちづくりの推進

- 子ども自らが育つ「子育て」を支援するための施策を総合的・計画的に推進します。
- 子どもを権利の主体として捉え、その権利が保障されるまちづくりを推進します。

(2) 子育て家庭支援の充実

- ファミリー・サポート・センター事業については、利用促進に向けた積極的な広報活動を行い、事業の実施を通じた地域支援力の向上に取り組みます。
- ショートステイ事業、一時保育等により、適切な支援を行います。
- 病児・病後児保育の利便性の向上、事業の充実を図るとともに、子育て支援緊急サポートネットワーク事業と連携してニーズに対応します。
- 地域の実情に応じて、地域子育て支援センターの実施箇所や実施内容の見直しを行い、地域の子育て支援機能を充実します。
- 子育て広場の活動を充実するために人材育成や情報交換の機会づくりを推進します。
- 子育てしている親同士の交流促進のために、初めて子育てする親

はもちろん、子育ての先輩や次代の親となる若者など、世代を超えた交流や子育て支援の輪が広がる公園づくりを進めます。

(3) 保育内容・保育環境の充実

①保育サービスの量・質の向上

- 保護者の勤務形態の多様化に伴う保育需要の拡大等に対応するため、延長保育や休日保育、一時保育など、多様な保育サービスが提供できるよう、体制の充実に取り組みます。
- 民間保育所の施設整備を助成し、定員の拡大を図るなど、待機児童解消のための対策を推進します。
- 子どもの発達に応じた適切な保育を実施するため、保育士を対象とした人材育成や資質向上のための研修を充実します。

②津市独自のこども園の設置

- 小学校教育と連動した質の高い就学前教育と、保育時間の選択など、保護者のニーズに応えられる保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。

③幼保合同研修等の充実

- 幼稚園と保育所の合同研修や交流研修を実施し、職員相互の理解を深めます。
- 幼稚園、保育所で同様の保育・教育が実施できるよう合同カリキュラムの作成を検討します。

(4) 子どもを育む環境の整備

①子どもや子育て家庭を支える地域ネットワークづくり

- 子育て・子育て支援会議を中心に、さまざまなネットワーク活動の連携を図り、子どもや子育て家庭を支える体制を強化します。

②子どもを育む地域活動の促進

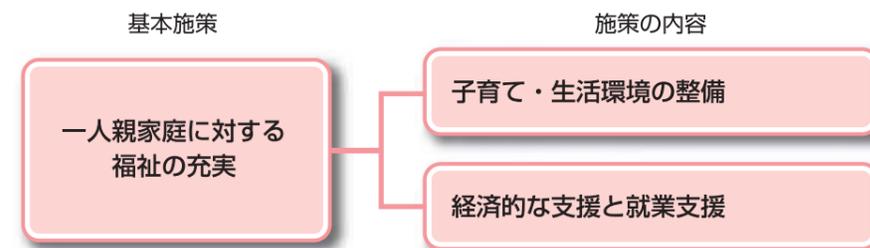
- 子どもを育む環境を地域全体で創るため、子育て支援者の育成、NPO・関係団体の活動を促進します。
- 子どもの主体的活動や児童館活動と市民活動との新たな協働ができる仕組みづくりを行います。

第5項 一人親家庭に対する福祉の充実

【現状と課題】

- 子育て・生活環境の整備では、市窓口等で、女性からの各種相談（配偶者からの暴力や家庭、職場での悩み等）に応じ、適切な支援や助言を行っています。また、一人親家庭が利用できる情報を掲載した「一人親家庭のしおり」を作成し、市窓口で配布するなど周知を行うことで、母子・父子家庭等の一人親家庭の支援に努めています。
- 経済的な支援では、児童扶養手当や医療費助成等の各種支援を活用し、各家庭の状況に応じた支援を進めています。
- 就業支援では、給付金支給や就業相談等を行うことで、自立の促進に努めています。就職に有利な資格取得のための高等技能訓練促進費の支給件数は年々増加していますが、ハローワークと連携した母子自立支援プログラム策定件数が目標値に及んでいないため、窓口等での周知やハローワークとのさらなる連携が必要です。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 子育て・生活環境の整備

① 支援策及び情報提供の充実

- 子育て支援等の各種支援サービスを充実し、個々の家庭の実情に合った選択ができるよう、地域の母子寡婦福祉団体やNPO等の関係機関と連携して、子育て・生活環境を整備します。
- 一人親家庭への各種支援策を掲載した「一人親家庭のしおり」の内容や情報提供の充実を進めることで、各種支援サービスの利用を促進します。

③ 子育てしながら働くことができる環境づくり

- みえ次世代育成応援ネットワークの活動と連携し、ワーク・ライフ・バランスのとれた子育てをしやすい社会づくりを推進します。

④ 経済的支援

- 子どもを養育する家庭の生活の安定や経済的負担の軽減のため、児童手当の支給や子ども、妊産婦に対する医療費の助成を継続して行います。
- 不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の助成を行います。また、不育症治療への支援についても検討します。

(5) 一人ひとりの子どもの育ちの支援

① 発達支援センターの設置

- 子どもの相談、療育、巡回指導の機能を備えた発達支援センターを設置します。

② 発達支援の充実

- 関係機関との連携のもと、子どもの発達に応じた途切れのない支援を行います。
- 三重県や民間の機関と連携し、さまざまな発達支援のニーズに対応します。

③ 児童虐待の防止・相談体制の強化

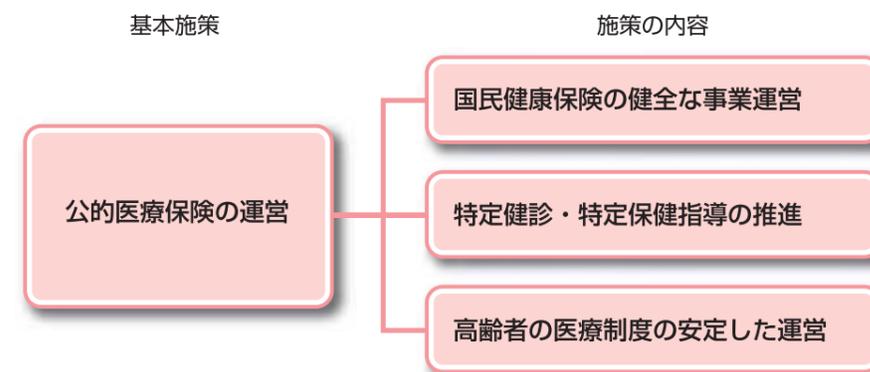
- 児童虐待の防止等については、児童相談所との緊密な連携のもと、早期発見、迅速な対応、適切で継続的な家庭への支援を実施します。
- 児童虐待等が起きない地域社会を構築していくために、津市児童虐待防止等ネットワークでの意見交換、連携により支援策を講じます。
- 地域での要支援家庭に対する具体的な見守りサポート体制を整備します。
- 児童虐待を防止するために、組織全体の資質の向上や関係機関との連携強化を図ることにより、相談体制の強化と支援の質の向上を推進します。
- たるみ児童福祉会館は、社会的養護の地域支援拠点となるよう、機能の見直し、体制の強化等に取り組みます。

第6項 公的医療保険の運営

【現状と課題】

- 国民健康保険の健全な事業運営に向けた取組として、歳入の根幹となる保険料収入を確保するため、従来の収納業務に加え、平成22年度からコンビニ収納の実施や電話催告センターを設置したほか、平成23年度には収税課内に設置された特別滞納整理推進室に、収納が困難な事案を移管し、集中的に処理することにより、収納率の向上を図りました。また、医療費の適正化を図るため、レセプトの内容点検作業やジェネリック医薬品^{*}使用の促進（希望カードの配布）に努めています。
- 国民健康保険の健全な事業運営を図るためには、適切な保険料賦課徴収事務により、さらに収納率を向上させるとともに、特定健診の受診の促進や特定保健指導を実施し、将来の医療費の削減に努めていく必要があります。
- 特定健診・特定保健指導の推進においては、特定健診受診率・特定保健指導終了率が目標値に及んでいないことから、さらに健診受診・保健指導利用の重要性を訴え、受診率・終了率の向上をめざしていく必要があります。
- 後期高齢者医療制度については、市町にて窓口業務を担っています。現在、制度の見直しが進められており、制度等の変更に伴い、安定した運営への対応が求められます。

【施策の体系】



ジェネリック医薬品
先発医薬品（新薬）の特許等の期間満了後に販売される医薬品。開発期間が新薬ほどかからず、費用も少なくすむため、薬の価格も安い。

②相談体制の充実

- 配偶者からの暴力や家庭、職場での悩み等に対して、相談員が適切な支援や助言を行います。
- 三重県女性相談所等の関係機関と連携し、相談体制を充実します。
- 専門研修等を通じた相談員の能力向上を図ります。

(2) 経済的な支援と就業支援

①経済的な支援の充実

- 児童扶養手当等の各種手当、一人親家庭等の医療費助成、小中学校の就学援助、母子寡婦福祉資金や生活福祉資金等の貸付制度等の支援策を活用して、それぞれの状況に応じた経済的支援を進めます。

②就業支援の充実

- 就業経験が十分でない一人親家庭の母親に対する就業相談を実施し、母子自立支援プログラムを策定してハローワークと連携した就業支援を進めます。
- 就職に有利な資格取得のための高等技能訓練促進費等を支給するなど、就職に向けた生活基盤の安定化に取り組みます。



- 三重県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な高齢者医療制度の運営を推進します。

②健康づくりの促進

- 健康診査の実施により、生活習慣病の早期発見や早期治療を促進し、医療費の抑制につなげていきます。



【施策の内容】

(1) 国民健康保険の健全な事業運営

①保険料の賦課と徴収

- 国保だよりやリーフレット等を活用し、国民健康保険制度を周知します。
- 所得の正確な把握による保険料の適切な賦課を行います。
- 公正公平な負担の観点から、収納率の向上に向けた取組を充実します。
- 保険料徴収困難事案は、特別滞納整理推進室への移管を進め、さらなる収納率の向上につなげていきます。

②医療費の適正化

- 医療費が年々増加する中、被保険者資格の適正化及びレセプトの内容点検を行い、医療費の適正化を図ります。
- ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費の抑制につなげていきます。

③財政基盤の強化

- 財政基盤の強化を図るため、補助金の増額や財政支援制度の改善など、国・県等関係機関への要請を引き続き行います。

(2) 特定健診・特定保健指導の推進

- 生活習慣病の早期発見・早期治療のために、特定健診の受診率の向上に取り組めます。
- 特定保健指導の終了率の向上に努め、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させることで中長期的な医療費の抑制につなげていきます。
- 国保だよりの発行や健康まつりの開催などにより啓発を行い、健康管理意識の高揚につなげます。

(3) 高齢者の医療制度の安定した運営

①医療制度の周知と安定的な運営

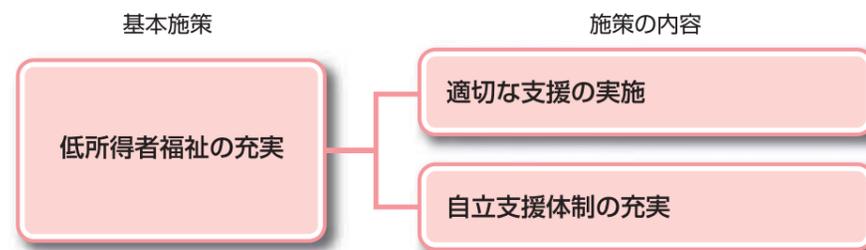
- 医療制度改革の変更に对应しつつ、変更を踏まえ医療制度の普及や啓発を推進します。

第7項 低所得者福祉の充実

【現状と課題】

- 適切な支援の実施では、生活保護支給事業や津市被保護世帯特別援助事業を実施するなど、最低限度の生活保障と被保護世帯の自立のための援助を行っています。
- 自立支援体制の充実では、生活保護受給者に対する就労支援プログラムの推進のもと、平成21年度から就労支援専門員を配置し、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、ハローワークへの同行訪問等を行い、就労支援の充実、強化を図っています。
- 急激な高齢化の進展、経済状況の悪化等の影響を受け、生活困窮者や就職困難者が増えていることから、生活保護に至るまでの早期支援及び生活保護受給者の自立促進に向けた対策が必要になっています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 適切な支援の実施

- 生活保護制度の適正な運用を図るとともに、関係機関との連携のもと、第二のセーフティネットとして、住宅手当緊急特別措置事業や求職者支援制度等、生活保護以外の制度や施策を適切に活用しつつ、効果的な相談を実施します。
- 生活保護受給世帯に対しては、家庭訪問により生活実態を把握しながら、民生委員をはじめとして、医療・介護など関係機関との連携により、それぞれの生活実態に応じた相談や支援を充実します。

(2) 自立支援体制の充実

- 経済的な自立のみならず、社会的自立を支援するため、稼働年齢層への就労支援プログラム等を通じて、関係機関との連携を含め組織的に自立を促進します。
- 「福祉から就労」支援事業として、ハローワークと連携のもと対象者に対する支援を行い、就労による自立をめざします。



安全で安心して暮らせるまちづくりの重点施策

■終わりなき防災施策の強化 (P75)

【施策の内容】

※施策の内容すべてが重点施策

■災害に強いまちづくりの推進 (P84)

【施策の内容】

※施策の内容すべてが重点施策

■消防施設・通信指令システムの整備推進 (P87)

【施策の内容】

- (1) 消防施設・車両の充実
 - 消防庁舎の建て替えや消防車両・消防資機材の高機能化等により、消防力を計画的に強化します。
- (2) 通信指令システムの充実
 - 消防救急無線については、移行期限までにデジタル化を実施するとともに、消防指令システムを更新し、消防におけるICTの高度化を推進します。

■久居保健センターの移転整備 (P98)

【施策の内容】

- 久居保健センターを移転整備します。

■休日・夜間応急診療所機能の充実 (P101)

【施策の内容】

- 成人を対象とした休日・夜間応急診療所の機能を充実した上で、恒久施設として整備するなど、初期救急医療体制の整備を進めます。
- 子どもを対象とした休日・夜間応急診療所については、より安心して受診できる診療体制の整備を進めます。

■二次救急医療体制の充実 (P101)

【施策の内容】

- 現在編成されている輪番制の体制等について検討を行うなど、二次救急医療体制を充実します。

■高齢者在宅健康生活支援の充実 (P107)

【施策の内容】

- 生活・介護支援サポーターによる定期的な訪問や電話による話し相手、簡易な生活支援、また地域の方々と気軽に集いふれあえるサロンへの参加などのサービスを高齢者が気軽に受けることができるよう、生活・介護支援サポーターのさらなる養成を行うとともに、生活・介護支援サポーターが活動しやすい仕組みづくりや支援を行います。

■要介護高齢者への支援 (P108)

【施策の内容】

- 常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護高齢者に対する介護老人福祉施設や医療の面をより重視した介護老人保健施設、また、在宅生活が困難な要介護高齢者に対する特定施設入居者生活介護のほか、要介護状態になる前から安心して老後の生活を営むための有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など、要介護・要支援の度合いや高齢者、その家族のニーズに応じて、多様な施設や住まい、サービスの選択が可能となるよう取り組みます。

■津市独自のこども園の設置 (P115)

【施策の内容】

- 小学校教育と連動した質の高い就学前教育と、保育時間の選択など、保護者のニーズに応えられる保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。

3 豊かな文化と心を育むまちづくり

3-1 生きる力を育む教育の推進

第1項 幼児教育

【現状と課題】

- 保護者の生活スタイルや就労状況の変化による長時間保育へのニーズの増大から、幼児教育・保育に当たっては保育所が選ばれる傾向があり、市立幼稚園の園児数は定員を大幅に下回っています。
- 幼稚園の配置のあり方について、平成22年度から23年度にかけて実践研究が行われ、平成24年度にはその検証が行われていることから、研究成果に基づき本市にふさわしい魅力ある幼稚園のあり方を検討する必要があります。
- 国でも幼児期の教育と保育の総合的な提供をめざした制度のあり方について検討が進められており、本市に応じた仕組みについて検討していく必要があります。
- 小学校教育への移行を踏まえ、乳幼児期の子どもに生きる力の基礎を培うために、同一中学校区内の園児・児童・生徒の交流が図られるとともに、中学校区ごとに地域の独自の課題設定に基づいた事業を実践しています。また、家庭への支援として、各園で実施している未就園児の会を開催し、参加者も増加しています。
- こうした就学前教育の充実を図るために、家庭・地域・小学校との連携を強め、その成果を全市的に共有するとともに、教職員の資質向上を図る研修のさらなる充実が必要となります。
- 特別支援教育支援員の配置により、支援が必要な園児への対応を図っていますが、さらに特別支援教育支援員の効率的・効果的な活用方法を検討する必要があります。

生きる力

文部科学省の学習指導要領における理念として、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「豊かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力を指すとしている。

■ワーク・ライフ・バランスの推進 (P116)

【施策の内容】

- みえ次世代育成応援ネットワークの活動と連携し、ワーク・ライフ・バランスのとれた子育てをしやすい社会づくりを推進します。

■発達支援センターの設置 (P116)

【施策の内容】

- 子どもの相談、療育、巡回指導の機能を備えた発達支援センターを設置します。

